

岩手県災害時学校支援チーム

「D-EST いわて」

ハンドブック



令和8年3月

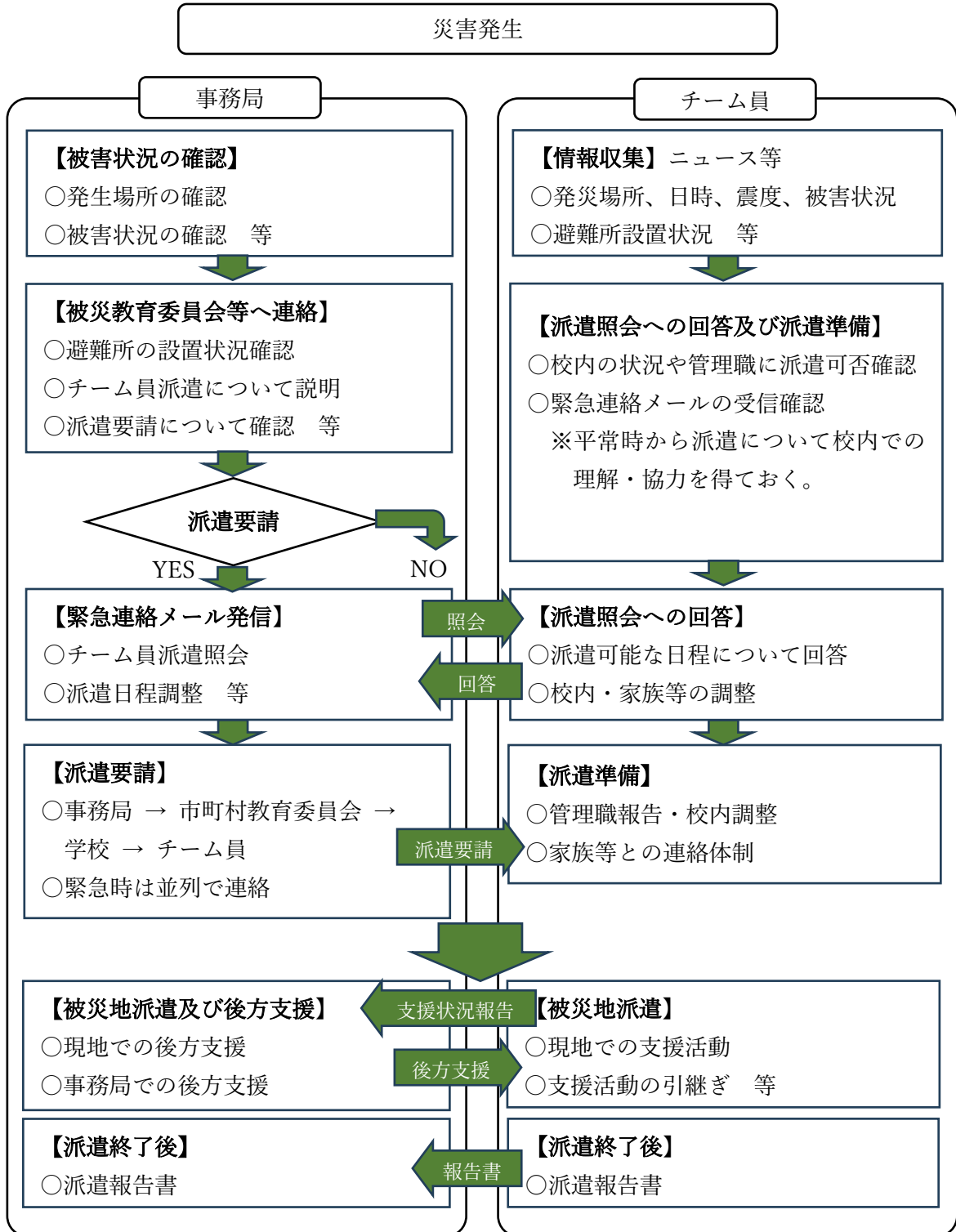
岩手県教育委員会

目次

I 「D-E-S-Tいわて」チーム員の派遣	IV 避難所の支援
1 災害派遣の流れ・・・・・・・・・・・・・1	1 避難所運営の支援・・・・・・・・・・・・・44
2 派遣照会と回答・・・・・・・・・・・・・2	(1)避難所開設から運営へ・・・・・・・・・・・・・44
3 派遣メンバーに選ばれたとき・・・・・・・・・・・・・3	(2)避難者の受入れ・・・・・・・・・・・・・45
4 災害時の準備物チェックリスト・・・・・・・・・・・・・4	(3)避難者数の把握と報告・・・・・・・・・・・・・47
5 被災地での活動一覧・・・・・・・・・・・・・5	(4)災害時要援護者への対応・・・・・・・・・・・・・48
6 事務局の対応・・・・・・・・・・・・・6	(5)自治組織づくり・・・・・・・・・・・・・50
(1)派遣前・・・・・・・・・・・・・6	(6)生活秩序の管理と苦情等への対応・・・・・・・・・・・・・51
(2)派遣活動中・・・・・・・・・・・・・7	(7)避難者への問い合わせや情報提供・・・・・・・・・・・・・53
(3)派遣終了後・・・・・・・・・・・・・7	(8)救援物資等の受入れと配布・・・・・・・・・・・・・54
	(9)ボランティアの受入れ方・・・・・・・・・・・・・55
II 発災直後の被災地における活動	V 平時の活動
1 発災から平時に向けた活動の流れ・・・・・・・・・・・・・8	1 チーム員に期待される役割・・・・・・・・・・・・・58
2 学校再開に向けた支援・・・・・・・・・・・・・9	2 チーム員としての心構えと備え・・・・・・・・・・・・・59
(1)学校の早期再開までの流れ・・・・・・・・・・・・・9	(1)心構え・・・・・・・・・・・・・59
(2)応急教育に向けた流れ・・・・・・・・・・・・・11	(2)情報取得、準備・・・・・・・・・・・・・59
(3)施設・設備の被害状況調査・・・・・・・・・・・・・14	(3)物品の備え・・・・・・・・・・・・・60
(4)校区の被害状況調査・・・・・・・・・・・・・15	3 講師派遣・・・・・・・・・・・・・60
(5)災害情報の収集と発信・・・・・・・・・・・・・16	4 防災体制の充実・・・・・・・・・・・・・61
3 食事の支援・・・・・・・・・・・・・17	(1)学校が避難所となる場合の開放施設の明確化と
(1)非常時における食事・・・・・・・・・・・・・17	開放順位の設定・・・・・・・・・・・・・61
(2)食料及び飲料水の確保・提供と炊き出し支援・・・・・・・・・・・・・18	(2)避難所協力班の組織化と訓練・・・・・・・・・・・・・65
(3)食事に配慮を要する人への対応・・・・・・・・・・・・・20	(3)学校防災マニュアルの整備改善・・・・・・・・・・・・・67
4 心のケアの支援・・・・・・・・・・・・・21	(4)避難訓練の工夫改善・・・・・・・・・・・・・68
(1)災害による心身の変化と対応・・・・・・・・・・・・・21	(5)施設・設備等の安全管理・・・・・・・・・・・・・69
(2)教職員への心のケア・サポート・・・・・・・・・・・・・24	5 「いわての復興教育」の推進・・・・・・・・・・・・・70
5 チーム員のストレス対策・・・・・・・・・・・・・27	(1)「いわての復興教育」とは・・・・・・・・・・・・・70
	(2)3つの教育的価値と具体の21項目・・・・・・・・・・・・・71
III 学校再開後の支援	(3)学校経営の位置づけ・指導構想・・・・・・・・・・・・・73
1 応急教育の実施・・・・・・・・・・・・・28	(4)「いわての復興教育」の大切な視点・・・・・・・・・・・・・74
(1)応急教育・・・・・・・・・・・・・28	(5)副読本等の活用・・・・・・・・・・・・・75
(2)避難所との共存・解消の手順・・・・・・・・・・・・・30	リンク集・・・・・・・・・・・・・77
2 学校給食の再開・・・・・・・・・・・・・31	主な参考文献等・・・・・・・・・・・・・78
(1)学校給食再開の手順・・・・・・・・・・・・・31	
(2)学校給食再開後の食の支援・・・・・・・・・・・・・31	
3 学校再開後の心のケア・・・・・・・・・・・・・34	
(1)基本的な対応・・・・・・・・・・・・・34	
(2)発達段階に応じた心のケア・・・・・・・・・・・・・35	
(3)教師ならではの心のケア・・・・・・・・・・・・・37	
(4)教師ができる心のケア・・・・・・・・・・・・・39	
(5)防災教育と心のケアの融合的取組・・・・・・・・・・・・・41	
4 災害発生後の事務手続き・・・・・・・・・・・・・42	
(1)児童生徒にかかわるもの・・・・・・・・・・・・・42	
(2)教職員にかかわるもの・・・・・・・・・・・・・42	
(3)校舎施設・学校備品にかかわるもの・・・・・・・・・・・・・42	

I 「D-ESTいわて」チーム員の派遣

1 災害派遣の流れ



2 派遣照会と回答

大規模災害発生時には、派遣要請があるものとする。

- ★ 登録されたメールで派遣照会を行う。
- ★ 派遣照会があった場合には、可否を必ず事務局へ回答する。

○大規模災害発生後

- ・事務局が派遣を検討する段階で、チーム員に派遣の可否を照会する。
- ・チーム員は、大規模災害が発生した場合には、派遣要請があるものとする。
- ・派遣照会があった場合には、直近の業務の予定を確認するとともに、授業や校務の振替を検討する。

※ 派遣照会は直近の1か月程度の派遣の可否を尋ねることが多いので、幅広く日程調整を検討すること。

※ 派遣照会があった場合には、学年団等と調整が可能かを確認すると同時に、管理職の了解を得て回答を行うこと。

※ 今回の派遣が不可の場合であっても、次回の派遣照会を行う場合があるので、引き続き派遣要請に備えておく。

3 派遣メンバーに選ばれたとき

- ★ 授業の振替等、管理職をはじめとした職員に報告し授業の振り替え等業務の調整をする。
- ★ 出発直前まで正確な情報収集に努める。
- ★ 準備物は災害派遣の場所、季節、災害発生後の経過日数、災害の種類等によって適宜考慮する。

○出発前準備

災害発生後の現地は大きく混乱しており、情報は錯綜し、生活の基盤（道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など）も壊滅的であることを想定し、現地では各種物品も入手できないと考えておくこと。

- ・管理職を含め、職場との打ち合わせを行う。
- ・情報の収集（災害状況の確認等）
- ・派遣現地の地理を把握する。
- ・派遣に際して必要な物品を確認し、準備する。
- ・移動手段や宿泊・食料の準備をする。

○事務局が出発前に収集し派遣チーム員に提供する情報、資料

<現地に関すること>

- ・道路地図、地形図
- ・鉄道ダイヤ、道路交通情報
- ・現地の教委、学校や児童生徒情報

<災害に関すること>

- ・現地災害対策本部発表資料
- ・新聞報道
- ・先遣隊等からの情報

※ 出発までの時間が限られているので、できる範囲で情報を収集する意識をもつことが大切。また、状況は刻一刻と変化しているため、その場の状況に応じてチームで判断しなければならない。

4 災害時の準備物チェックリスト

- 1 チーム員として持っていくべきもの
 - チームベスト（派遣時に事務局から提供）
 - チーム員証 マイナ保険証または資格確認書
 - チームハンドブック パソコン、タブレット端末、スマートフォン等
- 2 生活・活動するために必要なもの
 - 長袖シャツ・長ズボン 着替え
 - 靴下 タオル
 - 携帯電話（充電器） 救急用品・医療品
 - ビニール袋 カップ（上下別）
 - 非常食（ α 化米、シリアル等）
 - 水（ペットボトル）
- 3 あると便利なもの
 - 防寒コート マスク
 - 懐中電灯 上靴
 - バインダー（ペーパーホルダー） 付箋（7 cm×7 cm程度のもの）
 - 使い捨てカイロ カセットコンロ
 - 名刺 デジタルカメラ
- 4 状況に応じて必要な物
 - 軍手 寝袋
 - 予備電池 トイレットペーパー
 - 小型ラジオ（手回し発電式） タブレットパソコン
 - ポンチョ 安全靴
 - ウエストポーチ バンダナ
 - 調理用使い捨て手袋 無線ルーター（Wi-Fi ルーター）
 - ラップフィルム 食器（コップ）
 - ホイッスル 耳栓
 - アイマスク USB フラッシュメモリー
 - モバイルバッテリー（USB 機能付）
 - プレゼン資料等（現地教職員への講義、情報提供や授業を担当する場合）

※ 準備物については状況により事務局から提供される場合がある。

5 被災地での活動一覧

状況	学校教育	心のケア	避難所運営	食事
災害の発生	派遣要請、調整 派遣の決定			
学校災害対策本部の設置	支援活動の開始			
避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の早期再開までの流れ P.9 ○応急教育に向けた流れ P.11 ○施設・設備の被害状況調査 P.14 ○災害情報の収集と発信 P.16 ○校区の被害状況調査 P.15 ○災害発生後の事務手続き P.42 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害による心身の変化と対応 P.21 ○教職員への心のケア・サポート P.24 ○基本的な対応 P.34 ○発達段階に応じた心のケア P.35 ○教師ならではの心のケア P.37 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設から運営へ P.44 ○避難者の受入れ P.45 ○避難者数の把握と報告 P.47 ○災害時要援護者への対応 P.48 ○自治組織づくり P.50 ○生活秩序の管理と苦情等への対応 P.51 ○避難者への問い合わせや情報提供 P.53 ○救援物資等の受入れと配布 P.54 ○ボランティアの受入れ方 P.55 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常時における食事 P.17 ○食料及び飲料水の確保・提供と炊き出し支援 P.18 ○食事に配慮を要する人への対応 P.20 ○学校給食再開の手順 P.31
学校再開	応急教育の実施	心のケアの共通理解	避難所運営組織確立	簡易給食の開始

6 事務局の対応

(1) 派遣前

1 情報収集

- (1) メディア等による情報収集
- (2) 被災地教育委員会への問合せ
 - ・学校及び児童生徒被害状況の把握
 - ・支援要請内容

2 派遣実施の調整

- ・県防災担当部局との連携
- ・派遣日程の検討
- ・チーム員への準備連絡

3 連絡

- (1) チーム員へ
 - ・派遣の可否についてメールによる確認（所属長の許諾）
 - ・派遣可能と回答したチーム員の中から派遣者を選考し、班を編制
 - ・派遣チーム員の所属長等への派遣依頼文書を発出
 - ・派遣日程や活動内容について派遣されるチーム員に連絡
- (2) 被災地の教育委員会へ
 - ・支援内容の確認
 - ・日程調整
 - ・派遣先の学校との調整を依頼

4 現地活動のための準備

災害の種類・被害の程度、チームの目的や目的地、目的地までの距離によって異なるが、次の準備を行う。

(1) 事務局として準備する物品チェックリスト

- チームハンドブック（提供用）
- その他提供する資料
（ロードマップ例、心のケア資料等）
- 現地地図
- パソコン（タブレットパソコン） 等

(2) 事務局が行う調整等（集合場所までの移動手段や食料の準備等はチーム員が行う）

- ・現地における宿泊場所の手配・調整
- ・被災地の状況等を勘案し、必要に応じて車の借り上げ

5 その他

- ・記者発表

(2) 派遣活動中

1 派遣初日

- (1) 出発時、集合場所において点呼・諸連絡
- (2) 被災地教育委員会を訪問
- (3) 避難所となった学校等を訪問

2 派遣中

- (1) 活動内容等の調整
- (2) 派遣先の調整
- (3) 状況把握
- (4) 現地教育委員会との連携（派遣先の調整等）

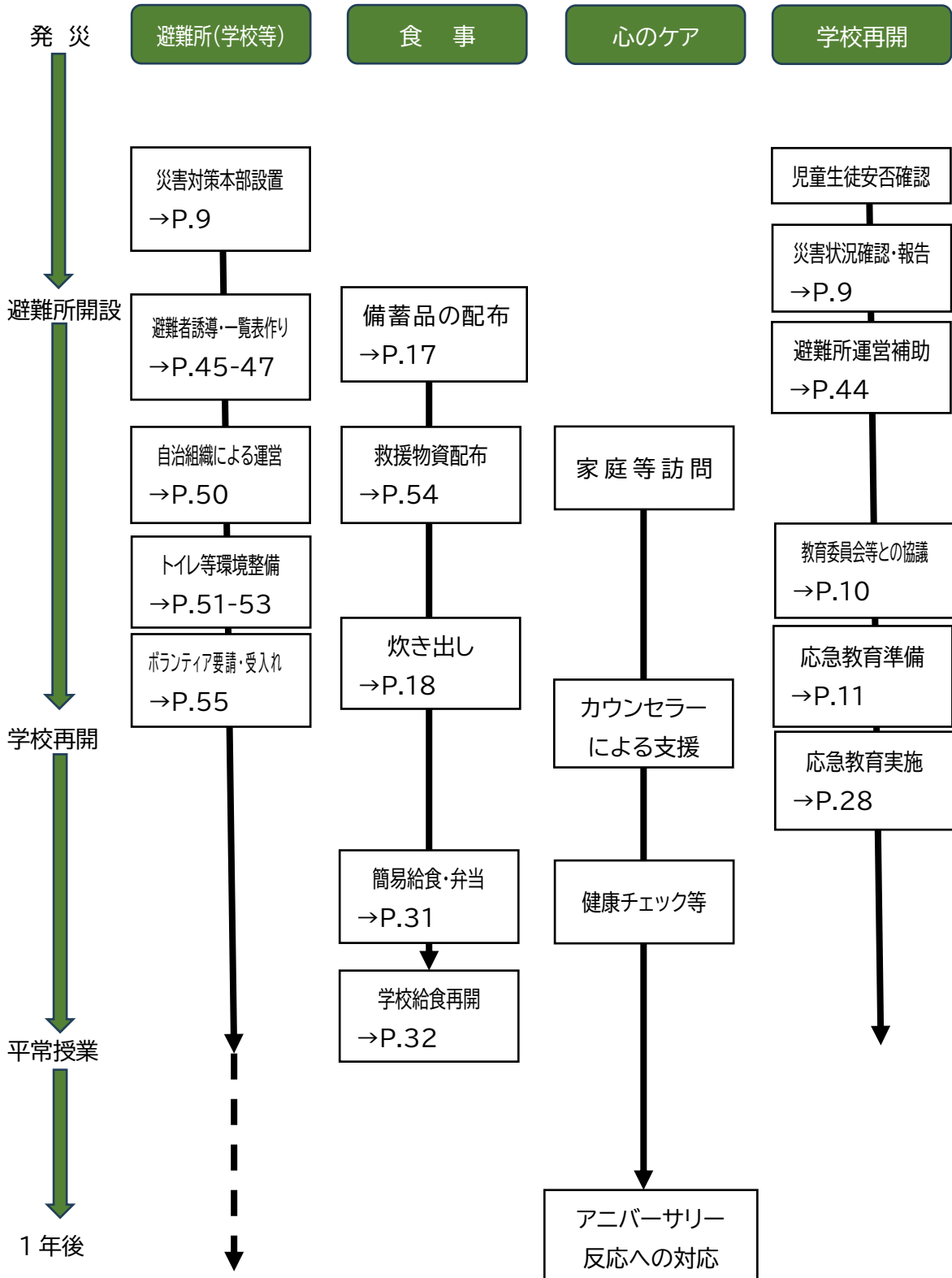
(3) 派遣終了後

1 報告

- (1) チーム員から
 - ・派遣報告書の受領
- (2) 被災地の教育委員会へ
 - ・支援内容についての振り返り
 - ・更なる派遣要請への対応

II 発災直後の被災地における活動

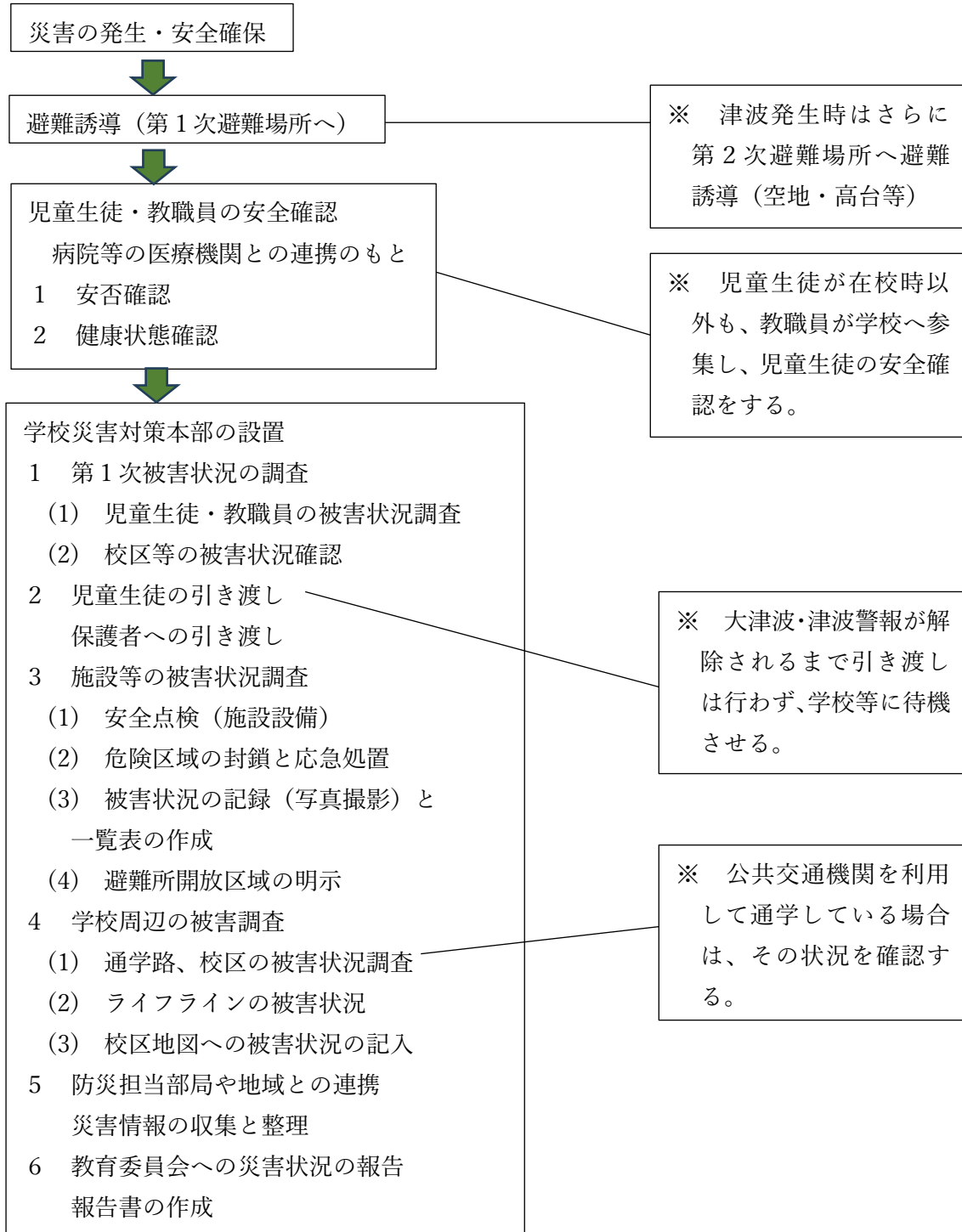
1 発災から平時に向けた活動の流れ



2 学校再開に向けた支援

- ★ 学校の早期再開に向けた流れを理解する。
- ★ 災害の種類や規模に応じて柔軟に対応する。

【児童生徒が在校中の場合】



[2日～7日目]

教育委員会等との協議・調整

第2次被害状況の調査

- 1 児童生徒の被災状況調査
- 2 教科書・学用品不足調査
- 3 児童生徒や保護者への声かけ（心のケアにつながる）
- 4 被災児童生徒の避難先確認（転校手続き）

教育委員会への報告

教育委員会等との協議調整

- 1 応急教育計画の作成・カリキュラムの作成
- 2 応急教育の教材確保
- 3 学校給食再開に向けた準備
- 4 間借り先関係校の選定・調整

応急教育の実施に向けての準備完了

避難所の縮小・解消

- 1 避難所の自主防災組織・防災部局との協議連携
- 2 学校再開のお知らせ作成

[8日目～]

学校再開

教育委員会・関係校等との協議・調整
（長期的な課題等について）

※「学校再開の時期」については、教育委員会や関係機関と協議・連携を図りながら、原則として行政が伝える。
※「すぐに出て行け」と受け取られないよう注意する。
※再開後の児童生徒の活動エリアを周知する。

参考

安否確認

1 平成7年阪神・淡路大震災時

- (1) 被害が大きな地域の学校では、児童生徒の安否確認に1週間を要したところも多かった。
- (2) 教職員の中にも被災者がいたため、地震後、全ての教職員が集まったのは、地震発生から6日後であった。
- (3) 電話・家庭訪問で連絡が取れなかったが、学校再開の貼り紙を見て登校した児童生徒もいた。登校日、約半数が登校し、生徒4名の死亡が判明した学校もあった。

2 平成23年東日本大震災津波時

- (1) 安否確認の方法として、電子メールが機能した。
- (2) 電話等が使えないときは、自宅訪問、友人・地域住民からの情報提供、掲示板への貼り紙による情報確認等も重要な手段となった。

3 平成28年熊本地震時

- (1) 安否確認の方法として、SNSやメールが効果的であった。
- (2) 児童生徒の安否確認は、電話で連絡がつかない場合、家庭訪問で全て行った。

4 平成30年西日本豪雨災害時

- (1) 発災後の安否確認に当たっては、電話連絡や家庭訪問、避難所訪問等を実施した。
- (2) 固定電話が不通となったため、教員個人の携帯電話を使用した。しかし、避難所となっている学校内では、携帯電話の通信が過多になり、つながりにくい状況となった。

(2) 応急教育に向けた流れ (例)

- ★ 応急教育の実施に向けた流れを把握する。
- ★ 職員会議で情報を共有し、組織的に対応する。
- ★ P T A、地域へも協力を求める。

[1日目]

児童生徒の収容、安否確認
児童生徒の引き渡し
職員会議 1 避難所チェック・危険箇所明示 2 学校の開放区域を明示 3 避難所開設 ※基本的に市町村が対応
学校の被害状況の調査 (写真撮影)

[2日目]

児童生徒・家族の安否確認
各家庭の被害状況の把握
教材教具の被害調査
職員会議 1 被災児童生徒の情報共有 2 避難状況の情報共有 3 教職員の仕事分担 4 教育活動のための場所の確保 5 被害児童生徒への心のケアについて 6 教材教具の確保 (1) 不足分を教育委員会へ要請 (2) 卒業生、地域の人たちへの呼びかけ 7 近隣校等への教職員の応援要請 (ローテーションの確立) 8 ボランティアへの連絡等

[3日～7日目]

職員会議 [3～4日] 1 学校再開のお知らせについての打ち合わせ 2 学校再開後の学校運営についての打ち合わせ 3 避難所との調整 4 児童生徒の安全確保の検討 5 授業形態の検討 (短縮、二部、分散等) 6 教職員の役割分担の明確化 (引率、渉外、時間割作成等)

<p>職員会議 [4～5日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の現状確認 (安否確認及び家庭訪問等で得た情報の共有) 2 避難所運営状況の報告 3 校舎の状況確認 (安全確認及び施設・設備の応急補修) 4 通学路や校区の状況確認
<p>職員会議 [5～6日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校舎の使用状況を判断 2 転出児童生徒の状況確認 3 職員の役割分担 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校再開に向けたお知らせ (2) 授業再開に向けた環境整備 (3) 教材教具の整備 4 授業形態の検討 (短縮・二部・分散等) 5 応急教育計画の作成
<p>職員会議 [6～7日]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育計画の策定 2 学校再開のお知らせの配付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭訪問 (2) 防災無線 (3) 掲示板 (4) テレビ、ラジオ (5) メール (6) 学校ホームページ 3 避難所の支援活動の縮小 4 学校再開の準備

[8 日目～]

学校再開
各家庭の被害状況の把握 ※ 児童生徒の出欠を含め、健康状態の確認と校内での共有
授業実施形態に合わせた教員の分担 1 授業を行う教員 (1) 短縮授業（相互に応援） (2) 二部授業（できる限りその学校の教員で対応する。） 2 教員のローテーションの確立
保護者・児童生徒への連絡 1 全校集会（校長講話など） 2 授業形態の連絡 3 学級活動・ホームルーム（子どもと共感的に向き合う） ※ 心のケア 4 保護者引き渡しによる下校 5 簡易給食について

(3) 施設・設備の被害状況調査

- ★ 学校再開まで毎日点検し、その情報は避難住民にも公表する。
- ★ 重点点検箇所は専門業者に依頼する。
- ★ 危険箇所を分かりやすく表示する。
- ★ 片付ける前に記録写真を撮っておく。

[作業手順]

- 1 点検箇所を校務分掌、防災計画等をもとに決定
 - ※ できるだけ複数名で点検を実施する。
 - ※ 学校再開まで毎日点検を実施する。
- 2 重点点検箇所（電気、ガス、水道、排水、下水、重油、灯油、トイレ等に係わる場所）の確認
 - ※ 理科室、家庭科室、事務室、職員室、保健室、給食室、トイレ等の電気、ガス、水道等に係わる場所の点検には、できるかぎり多くの人員と十分な時間を充て、異常を確認した場合、専門業者の点検を実施する。
- 3 必要物品
 - ・ 校舎配置図 ・ カメラ ・ 筆記用具
 - ・ (必要に応じ) 使用禁止表示
- 4 点検項目の確認
 - ※ 落下物、突起物等、学校再開の際に児童生徒に危険を及ぼす恐れのあるものについて、漏れなく点検できるよう点検項目についての事前確認をする。
- 5 点検表に点検結果を記入
 - ※ 使用の可・不可、応急修理の要・不要、立入禁止措置の要・不要を必ず記入する。
- 6 避難者、児童生徒、それぞれの立入禁止区域の表示
 - ※ 障がい者や外国人等の災害時要援護者にも配慮して表示する。
- 7 一覧表にまとめ学校災害対策本部や教育委員会に報告
- 8 点検結果を模造紙等に拡大した校舎配置図に記入
 - ※ 点検結果は、職員室に掲示するとともに避難所にも掲示し、避難住民にも情報提供する。(二次被害を防ぐ上でも重要)
 - ※ 色分けなどで危険箇所を分かりやすく表現する。
- 9 応急補修の実施

(4) 校区の被害状況調査

- ★ 校区の被害調査は心のケアも兼ねて行うと良い。
- ★ 被害状況調査をもとに住民と情報を共有し、新たに安全な通学路を設定する。

1 安全な通学路設定までの手順

- (1) 市町村災害対策本部、警察署、消防署等から情報を収集し、模造紙大の1枚の校区地図に情報を記入し、一元的に把握する。
- (2) 複数でチームを組み、安全確認のため校区を調査する。
- (3) 危険箇所を校区地図に書き込み、災害状況地図を作成する。(情報伝達用) また、収集した情報は、地域住民とも共有する。
- (4) 災害状況地図をもとに新たな通学路を決定する。

2 必要物品

- (1) 児童生徒の通学路を明記した校区地図
- (2) 筆記用具
- (3) カメラ

3 被害調査時の確認事項

- (1) 危険箇所を確認する。
- (2) 児童生徒の在宅時は、家庭訪問をして心のケアにつながる声かけを実施する。

[危険箇所確認項目]

【記入例】

被害状況	マーク例
道路の亀裂・陥没	×
ガス漏れ	G
崖崩れ	K
路肩崩れ	R
橋の破損	×
家屋倒壊	T
火災現場	F

参考 通学路の安全点検

平成 28 年熊本地震時

小中学校では、各学校の教職員が学校再開前に通学路の安全を確認した。また、地域や保護者と連携して、細部にわたり安全確認をした学校もあった。学校再開後には、教職員が通学路で児童生徒に安全指導を行った学校もあった。校区内の通学路が遮断された市町村では、スクールバスの運行や、臨時に中学生用の寄宿舎を確保する学校があった。

通学路が広範囲な高等学校や特別支援学校にあっては、学校近隣の安全は教職員が確認し、それ以外は各自で確認してもらい、保護者の同意と生徒自身の判断を求める等して対応した。

(各学校の聞き取り調査から)

(5) 災害情報の収集と発信

- ★ 確かな情報源から収集する。(伝聞に頼らない)
- ★ 情報収集手段を工夫する。
- ★ 簡潔な情報を連絡・発信する。

1 収集すべき情報

- (1) 通学路や校区の被害状況及び復旧状況
 - 水道 ○ガス ○電気 ○交通機関
 - 家屋の倒壊 ○火災発生 ○道路 ○その他
- (2) 児童生徒及び教職員の被災状況
 - 安否 (家族も含む) ○家屋 ○避難先
 - 登校・出勤の可否
 - 児童生徒の転出入状況
 - 学用品などの不足状況
- (3) 学校内の施設、設備、教材備品の被害状況
 - 学校避難所の運営状況
 - 避難者数、避難所となっている校内施設

※ デマ・流言を防止するためにも、必ず事実確認を行う。

2 発信すべき情報

- (1) 休校及び学校再開のお知らせ
- (2) 安否確認できない児童生徒について
- (3) 通学路や校区の被害状況及び復旧状況等
 - ※ メールやホームページ等の活用
 - ・児童生徒 ・避難住民 ・地域住民 ・報道機関に向けて

3 教育委員会への報告

- (1) 児童生徒の人的及び学用品被害状況
- (2) 教職員の被害状況
- (3) 避難者受入れ状況
- (4) 施設の被害状況
- (5) 休校状況
- (6) 給食施設の稼働状況及びその他特記事項
 - ※ 速やかに確認できたものから報告する。
 - ※ 第1次、第2次…と時間を追って最新のデータを報告する。
 - ※ 情報収集に時間がかかるという理由で報告を遅らせない。

3 食事の支援

(1) 非常時における食事

- ★ 食事は生命・健康・体力の維持に欠かせない。
- ★ 温かい食事は心のケアにつながる。
- ★ 学校給食の早期再開は精神的・肉体的に大きな役割を果たす。

1 非常時における食事とは

- (1) 生命の維持を保障されることが必要となる。
- (2) 食事が継続して提供されることが肉体面、精神面の健康にとって不可欠となる。
- (3) 温かい食事を提供することは、被災者に対してホッとさせるメッセージが伝わり、心のケアにもつながっていく。
- (4) 避難生活が長引くと栄養の偏りや、心の健康への影響が心配される。
- (5) 災害発生からの時間経過によって支援の内容が変わるので臨機応変に対応する。

2 災害発生時からの食の支援（例）

備蓄庫等からの非常食・飲料水を提供する。

↓

市町村等から救援物資として届いたパンや弁当等を配給する。

↓

県や他都道府県から届いた救援物資を配給する。

ボランティア等の炊き出しが始まる。

(2) 食料及び飲料水の確保・提供と炊き出し支援

- ★ 食料と飲料水に関する情報や避難者に関する情報を把握する。
- ★ 食事に関する留意事項を周知する。
- ★ 災害対策本部、ボランティア等と連携する。

1 食料及び飲料水の確保・提供

(1) 食料と飲料水の情報収集

- ア 現時点の食事状況把握と非常食の使用方法を検討する。
(食事回数、内容の聞き取りと記録)
- イ 学校現場と行政との連携による食の支援のためのネットワークづくりを行い、被害状況(ライフライン・施設・設備)の把握と食料確保に向けた情報収集を図る。

(2) 食料と飲料水の確認と管理

食料と飲料水の品質・消費期限・保存方法等に留意する。

(3) 食料と飲料水の提供

- ア 食料(備蓄物資を含む)と飲料水の有効利用方法を検討する。
- イ 避難者に「避難所での食事でご飯が食べられないこと」を周知する。
 - ・衛生面の注意点
 - ・自らのアレルギーについて
 - ・栄養のバランスの注意点
 - ・心のケア(ストレス防止)
- ウ 避難所の栄養管理及び被災者の栄養相談等に生かすため、食料配布記録において、食生活状況を把握する。

2 炊き出し支援

(1) 炊き出し方法と内容の検討

- ア 被害状況により「炊き出し」が必要か検討し、市町村災害対策本部の指示に従う。
- イ 炊き出しを行う組織とともに、何人分必要か把握し、食料と飲料水確保、調理方法、場所等について衛生管理を含め検討する。
- ウ 炊き出しを行う際は、アレルギーをもった避難者に配慮する。

(2) ボランティアとの協力体制

炊き出し実施に向けボランティアを確保する。

(3) 食の支援における衛生管理

- ア 炊き出しを行う場所から遠方に食事を運ぶ場合は、配送時間の短縮と衛生管理に注意する。
- イ 特に衛生管理に注意し、常温での放置は厳禁とする。

1 平成7年阪神・淡路大震災時（灘区・東灘区・北淡町の例）

1月17日

食料・飲料水なし。連絡取れず、避難所にも入れず。

1月18日

企業等から救援物資が届く。子どもとお年寄りを優先したが、行き渡らない人が多かった。飲料水なし。

一部地域で米屋が炊き出し。

1月19日

43号線以南はこの日までも何もなし。ごく少量の救援物資（乾パン、クッキー、パン等）を配布。救援物資は多量に届いたが、集積場所がない。コープが物資を放出。一部スーパーマーケットが営業。弁当屋、食品企業等がおにぎり援助。

※ 1月20日以降、ビタミン類が欠乏したために多くの人が体調を崩す原因となった。

※ 炊き出しは、避難者の食に対する期待を後援する一般的意義だけでなく、精神面の安定と栄養面の両面において有効だった。

※ トイレ事情の悪さから水分を十分に取らない人が多く、体調を崩す原因になった。

2 平成28年熊本地震時（前震4月14日・本震4月16日）

4月17日（日）から19日（火）

パン、カップ麺などカロリーを重視した支援。

4月20日（水）から22日（金）

缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日（土）から25日（月）

被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子ども・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

4月26日（火）以降

保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。

「物資供給の状況（農林水産省情報）」より

(3) 食事に配慮を要する人への対応

- ★ 災害時要援護者について状況を把握する。
- ★ 栄養士・保健師・心理カウンセラーと連携する。

1 妊産婦・乳幼児・高齢者への対応

- (1) 体調が良好な人には、それぞれ状態にあった食事を提供する。
- (2) 体調が悪い人には、医師の受診や保健師の受診を勧める。
- (3) 介護食等、食事形態に配慮する。

2 持病のある人への対応

- (1) 持病のある人には、かかりつけ医の指導を受けるよう勧める。
- (2) アレルギー反応の恐れがある食品を把握する。
- (3) 生活習慣病の病名を把握する。※個人情報の扱いには注意
- (4) かかりつけ医と連絡が取れない場合の対応及びエピペン所持者の把握、生活習慣病患者への食事の配慮について確認する。

3 摂食障害等心のケアが必要な人への対応

- (1) カウンセリングを受けるように勧める。
- (2) 栄養が偏ることで体調不良につながることを伝える。

4 その他

- (1) 炊き出し等の調理作業で簡単な栄養指導教室のようなものを計画、ストレス解消を図る。
- (2) 災害時要援護者や宗教上配慮が必要な人等を把握し、どのような配慮ができるか検討する。

参考

支援物資

東日本大震災津波時

避難所のハード面の問題等から災害時要援護者が自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった。そのため災害時要援護者には支援物資の到着や分配に係る情報が知らされず、支援物資が行き渡らないことがあった。

「東日本大震災津波における食料へのアクセス実態調査（農林水産省）」より

4 心のケアの支援

(1) 災害による心身の変化と対応

- ★ 症状は時間経過や年齢等によっても異なるので特徴を理解しておく。
- ★ 災害に遭遇した時、様々なストレスがある。
- ★ 災害時等の異常事態に当然起こりうる反応がある。

	災害時の恐怖 (トラウマ) 体験	災害による 喪失体験	継続するスト レス対応	学校・教職員の対応
災害発生	マヒ (凍りついた記憶・ その時のことが思い出 せない) 逃避 (思い出したくない)	無感覚		安否確認 状況把握
	再体験 (フラッシュバ ック・悪夢・災害遊び) [安心できると再体験 反応があらわれやす い]	否認 (そんな はずはない) 絶望	避難所生活の ストレス	狭い場所でできる体 遊び・スポーツをさ せる
				食事の工夫
	回避 [直後の回避に対 処]	怒り (なぜ自 分に)		
	過覚醒 (イライラ・過 敏・入眠困難)			リラックス体験
学校再開		抗うつ		学習・遊びを支援 心のケアを取り入れ た避難訓練
				健康チェックとスト レスマネジメント
			仮設住宅によ るストレス	災害を連想させる教 材の使用を控える
	行動化 (けがが増える)	受け容れ		
				転校生へのケアを行 う (転出先との連携)
				日常生活体験を表現 させる (壁新聞、せ んせいあのね作文)

6か月後	自責・無力感・不信感・孤立感（マイナス思考			喪の作業※1・心と体のストレスチェックとストレスマネジメントを行う
	回避			
1年後	アニバーサリー反応※2			アニバーサリー反応への対処 心のサポートを取り入れた表現活動
10年後	災害時幼児だった子どもものトラウマ反応			“津波”“地震”など言葉は安全であることを伝える※3

※（ ）は具体例等、[]は留意点を表す。

※1 喪の作業とは心の中に亡くなった方を生かす作業のこと。（追悼文集、献花、送る会等）

※2 アニバーサリー反応とは、慰霊式等が刺激となり症状が再発すること

※3 言葉そのものが危険なわけではないこと、津波、地震といった言葉を落ち着いて使えるようになると防災教育に安心して取り組める。

参考 災害時の子どもへの対応

◎恐怖の感情を表すこと（被災体験の絵や作文を書かせること）は安全感のない空間（ケアできない人、災害直後）では、二次被害を与えます。

※ ただし、壁新聞、せんせいあのね等の文章表現等、日常の表現活動で、自発的に子どもが表現したものは大切に扱い、本人の了解を得られたら、クラスの子どもに紹介する等分かち合いを行う。（急性期に被災体験の表現を強いることは、強いフラッシュバックを誘発させ、回避を強める危険性がある。）

◎アンケートのみを実施することは、二次被害を与えます。

- 穏やかな態度で「大丈夫だよ」「今は安心だよ」と子どもに伝える
- 身近な大人のそばから不必要に離さない。
- 睡眠や食事等生活の基本を大切に、なるべく早く普段通りの生活パターンに戻す。
- 赤ちゃん返りや退行は叱ったり、からかったりせずに対応する。
- 子どもが身に起きた出来事を話す時は、否定せず何度でもていねいに耳を傾ける。
- 被害・被災体験を再現する遊びをするときは、危険でない限り見守る。
- ニュース番組等、被害・被災体験を無理に思い出させるような刺激は避ける。
- 子どもが楽しみにしていることや、友達と遊ぶ・接する時間を尊重する。
- 年齢に合わせて小さな手伝いを頼むなど、誉め、ねぎらう経験を大切に。
- 中高生ともなると、素直な表現に抵抗があり、気持ちを抑えてふるまうことも多いものの、一見平気な様子でも気持ちに配慮した対応をする。

「学校再開に向けたガイドライン（初版）」平成23年3月岩手県教育委員会発行 より

(1) 心的外傷後ストレス障がい (PTSD)

命に関わるような恐怖体験がトラウマとなり、その記憶に支配されることで、日常生活に支障をきたす。

【心的外傷後ストレス障がい (PTSD) の主な症状】

ア 再体験

原因となった出来事が、フラッシュバックによって思い出されたり、夢に繰り返し登場したりすること。また、出来事を思い出した時に動悸がしたり、冷や汗をかいたりするといった身体症状も現れる。

イ 回避

原因となった出来事について、考える事や感情がわき起こることを避けようとする。出来事について話そうとしない。また、出来事の一部を思い出せなくなることもある。

ウ 覚醒昂進症状 (かくせいこうしんしょうじょう)

睡眠障がい、イライラしがち、怒りっぽい、集中困難、過度に警戒心を抱く、刺激に対する過剰反応。

このような症状が1か月以上続き、日常生活に障がいが生じている時、心的外傷後ストレス障がい (PTSD) と診断される。

(2) 急性ストレス障がい (ASD)

出来事の体験直後に、強いストレス反応が起こること。

【急性ストレス障がい (ASD) の主な症状】

心的外傷後ストレス障がい (PTSD) の三大症状に加えて、解離性症状 (感覚や感情の麻痺、現実感等がなくなる等) が現れる。PTSDに移行するか、1ヶ月以内に回復する。

(3) うつ反応

喪失体験や恐怖体験により、無気力や孤立無援感 (ひとりぼっちという感情) や自責感 (自分を責める) といった感情が起こり、それがうつ症状を生み出すことがある。

(4) 心身症

災害ストレスは、身体の弱い器官を直撃する。持病が悪化したり、胃潰瘍・高血圧等の身体疾患を引き起こしたりすることがある。

(5) 問題行動

イライラしやすくなったり乱暴になったりすることがある。

※ 障がいに発展している場合は、すみやかに医療機関につなぎ適切な対処を行う。いずれの障がいも、適切な治療とケアで回復する。

(2) 教職員への心のケア・サポート

- ★ 定期的な休息を大切にする。
- ★ セルフケアは「がんばりすぎないこと」を合言葉に行う。

1 教職員を襲うストレス

- (1) 被災者の支援に当たる教職員も大きなストレスを受ける。
- (2) 自らも被災者である教職員は二重のストレスを抱える。
- (3) 人間関係や個人の性格、周囲の環境、被災状況の差によって、ストレスによる反応は大きく左右される。

参考 ストレス反応と対処

自分がさらされている**ストレス**に気づこう。こころの“SOS”に気づこう。

ストレスが続くと、私たちの心身はさまざまな影響をうけます。これが「ストレス反応」です。ストレス反応のあらわれかたは人それぞれです。そして状況によっても影響の受け方や症状は違います。ストレスによる不調のサインに気づくことはストレス対処の第一歩です。

こんなことは、
自分のこころが発する
“SOS”のサイン
かもしれません。

こころの状態 が以前と違う

- ・イライラすることが多い 等

食べる ことに関して以前と違う

- ・食欲が減ってきた
- ・食べる気にならない 等

体の状態 が以前と違う

- ・体調が悪いと感じる
- ・疲労感が強い
- ・肩や腰が痛い 等

睡眠 に関して以前と違う

- ・寝つきが悪い
- ・何回も目が覚める
- ・よく寝た感じがしない 等

遊びや趣味 に関して以前と違う

- ・趣味が楽しめない
- ・満足感がない
- ・何をしてもつまらない 等

過度のストレスにさらされてくると、さらに「**身体面**」・「**精神面**」・「**行動面**」で様々な症状が現れます。

身体面 肩こり、頭痛、倦怠感、不眠、食欲不振や過食、発汗、アルコール・カフェイン・喫煙等への気持ちが増す

精神面 無気力感、集中力の欠如、イライラ・不安・怒り等のネガティブな感情や自責的な感情の増加傾向

行動面 遅刻や欠勤が増える、仕事でミスが増える、人付き合いが悪くなる、攻撃的な言動が増える

ストレスによる自分のこころが発する**SOSのサイン**に自分自身も気づいてください。

ストレス対処としてセルフケアを日ごろの生活に取り入れることは、こころの健康を保つために大切です。

そして、ストレスが強い場合や、健康の問題が深刻な場合には**自分で抱え込まず、相談することも大切です。**

セルフケアにはリラクゼーションやストレッチ、気分転換やレクリエーション、相談などいろいろありますが、その時々自分に合うことを取り入れてください。

ストレス対処を通じて、**こころの健康**を大切にしていきましょう。

「岩手県こころのセルフケアイラストテキストブック」より

参考 教員が燃え尽き症候群にならないために

1 自分自身の限界を知り、自分を尊重すること

生徒の危機援助は、先生方自身の喪失体験を更に強いものにする。生徒の話の聞いたり、葬儀に参加したりすることは想像以上に大きな絶望感や無力感に襲われ、深い悲しみの感情に曝される。無理をしていることを自覚して、積極的に自分自身のケアを優先する。

2 心と身体の健康に気を使うこと

食事を十分に摂るように心がける。時には、空腹でなくても、食事をすることも必要である。被災地での食事は、ビタミンが不足しがちなので、緑黄色野菜を多めに摂る等意識して補う。

3 誰かにサポートを求めること

生徒への援助の仕事が忙しい時は、家族に援助を頼み、家事に関わること等の負担を軽減してもらい、サポートしてもらえる体制を整えることが大切である。

4 教職員同士でサポートすること

大変な時期であるからこそ周囲の助けが必要である。また、自分が経験したことを伝えたり、困難な状況を共に乗り越えたりすることで、連帯感が強まる。他者に対しても自分に対しても受容的な雰囲気を持ち、否定的な感情が生じることも認めることが大切である。

5 笑いを忘れないこと

深刻なときでも、冗談を言ったり、楽しい会話を楽しんだりすると心に余裕が生まれる。笑顔は自分のためではなく、周囲の人まで気持ちを和らげる効果がある。

6 楽しみを持つこと

毎日時間との戦いであり、時間に追われていることと思うが、たとえ少しの間でも何か楽しみや趣味の時間を持つことも大切である。他に被害に遭われた方がいるとか、こんな時に不謹慎だと思いがちだが、職場の同僚と話をしたり、友達に会ったり、趣味やスポーツを楽しんだりすることで、緊張が和らぐ。

7 一人で抱え込まないこと

児童生徒への援助や災害地への訪問を行った後は、他の先生方と気持ちや情報を共有するようにする。どうしても、一人で悩みを抱え込みやすくなるので、先生方同士のコミュニケーションを積極的に取るようにする。災害のトラウマ援助では、一日の活動の終わりに、卓球等の軽い運動を取り入れる。

「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（研修資料）」より

参考 教職員も被災者だった

1 同じ学校で被災した教職員が多く、お互いを励まし合っていくことができたケースも少なくない。しかし、被災し精神的なショックを受けた教職員とそうでない教職員が併存した場合、この意識のずれには十分配慮する必要がある。

また被害のほとんどない学校の教職員と被害がひどかった教職員との負担の違いは時間が経てば経つほど多面にわたり明確に生じてくる。教職員間とともに学校間の協力体制の確立も必要である。

2 被災教職員の勤務を考えると、出勤可能な教職員の数に限りがあり、出勤してくる教職員にはそれだけ大きく負担がかかる。同時にその教職員も被災している。日帰り、宿直、日直勤務等の形態で勤務する教職員の役割分担を明確にするとともに、サービス条件も考慮する必要がある。さらに児童生徒への影響が大きいことを考え、被災者としての教職員へのケアの在り方については、個人のプライバシーが守られ、安心してケアを受けることができるシステムを関係機関とともに新しく構築していくことが求められる。

「震災を生きて（大震災から立ち上がる兵庫の教育）」より

参考 心のケア研修での現地教職員の声（東日本大震災津波時）

1 3.11 の日、自分自身は津波は大丈夫だろうと思っていたことが悔しくて震災後被災地を訪問した。その時に家の土台の上にぬいぐるみとお花が飾られているのを見て、改めて人が亡くなっていることを実感した。

2 当時は体育倉庫の鍵を預かっていた関係で遺体安置所の担当となり、遺族との確認作業を手伝った。自分の家族は無事だったが、家は流されてしまった。心にぽっかりと穴が空いているように思う。震災のことでまだ泣いたことがない。泣くことができない。喪の作業についてどうすればよいか悩んでいる。

3 転勤により学区が変わると何も話すことができなさと感じている。教員も半数以上が家がない状況で、心のケア・喪の作業について気になるが難しい。

「平成 27 年度東日本大震災津波被災地支援活動報告」より

参考 小学校中堅教諭等資質向上研修を受けての感想（平成 28 年熊本地震時）

防災教育の講話がちょっと辛かったです。

昨年、学校と実家が被災して目の前のことをどうにかやってきたのですが、思った以上に自分の気持ちが疲れていることがわかりました。大きな被害を受けた地域では、まだまだ復興が始まったばかりで、その地域で働く教職員は、子どもたちと同様に「心のケア」を必要としています。目の前の仕事を、確実にやっていく元気は取り戻せましたが、気持ちの中にあるものを見つける時間も必要だと感じた研修でした。

（小学校中堅教諭等資質向上研修を受けての小学校教諭の感想から）

5 チーム員のストレス対策

- ★ チームで行動し、チーム内のミーティングを大切にする。
- ★ 「無理は禁物」と心得る。
- ★ ストレスチェックと自分にあったストレスマネジメントを行う。

1 支援活動でのポイント

(1) 現地

- ア チームで行動し、お互いに助け合い、観察しあうことで、自分自身のストレス症状を早期に発見できるようにする。
- イ 決まった時間で交代する。
- ウ 疲れた時は活動を一時休止する。
- エ 必ず時間を決めて休息する。
- オ 一日の終わりにチーム員全員で、その日に体験したことを話し合う。その際、特定の個人の批判や非難はしない。

(2) 任務完了時

解散前に体験したことや感想を話し合う（分かち合い）。

【分かち合いの3条件】

- (1) 内容についての秘密を保持する。
- (2) 発言に対する批判をしない。
- (3) ストレス反応は正常な反応であることを再認識し、ストレスへの対処方法を考え、将来について考える。

2 ストレスマネジメントの手法によるセルフケア

～自分にあった方法で～

- (1) 動作によるリラクセス法
- (2) ペアリラクセーション
- (3) 呼吸法
- (4) 簡易自律訓練法
- (5) 瞑想

III 学校再開後の支援

1 応急教育の実施

(1) 応急教育

- ★ 学校の早期再開は児童生徒の心のケアに有効である。
- ★ 学習形態の工夫、指導形態の工夫、交流の場の設定が必要である。

1 応急教育の形態（廊下やテント等を使つての教育）

- (1) 短縮・・・自校のみで授業再開し、短縮授業を実施
- (2) 二部・・・自校で午前・午後の二部授業を実施
- (3) 間借り・・・自校以外の施設を借りて授業を実施
- (4) 分散・・・児童生徒、教職員の一部分が自校以外の施設又は複数の施設で授業を実施

2 学校を再開するための5原則

- (1) ライフラインの復旧（完全復旧ではないこともある）
- (2) 教職員等スタッフの確保
- (3) 学習の場の安全確保
- (4) 通学路の安全確保
- (5) 保護者への周知と理解

3 応急教育実施上の留意点

- ※ 大規模災害時は授業をすぐに再開するわけではなく、児童生徒の安心感をつなぐためにまず集めることがポイント
- (1) 初期の段階は学校行事等を積極的に取り入れ、集団的なあそびを実施する等、子どもと共感的に向き合う等心のケアに留意する。
 - ※ 余震が続いている場合は、安全・安心感を与える。
- (2) 引き渡し訓練を取り入れる等、保護者の協力を得たり、市町村教育委員会に要請して、バスを借り上げる等登下校の安全確保に留意する。
- (3) 他校において間借り授業等を実施する場合は、児童生徒だけでなく教職員も交流の機会を設け相互の理解を深めるよう配慮する。
- (4) 避難所が設営されている場合は児童生徒と被災者との交流の機会も設け、相互の理解を深めるよう配慮する。
- (5) 学級の枠を取り除き、交流授業やチーム・ティーチング等工夫した学習形態をとり、児童生徒一人ひとりの良さを多方面から発掘し、広める等、きめ細やかな支援を工夫する。
- (6) 教育課程の精選に努め、重点指導項目を決めたり、単元の統合、見直し、合科等の工夫をしたりする。
- (7) 受験を控えた児童生徒の学習環境への配慮と、保護者や児童生徒への受験情報の提供を適切に行う。

参考

応急教育

阪神・淡路大震災時

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や施設が大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減等様々な制約条件を克服しながら学校再開にこぎつけた。当初は、短縮授業や午前・午後の2部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業であった。そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、児童生徒の心のケアの上からも重要な意味を持っていた。

「兵庫県教育委員会 学校防災マニュアル」より

参考

被災学校再開に向けた安全確認の実施

平成28年熊本地震時

被災した県立学校35校562棟（平成28年5月4日時点）及び要請のあった市町村立学校53校（施設）192棟（平成28年5月9日時点）について、文部科学省・県等による応急危険度判定（余震等に対する安全性）を実施し、判定結果を踏まえた安全性確保対策（落下危険物の除去、落下想定範囲の立入規制等）を行った。

「平成28年熊本地震からの教育復興に向けて（中間報告）」より

(2) 避難所との共存・解消の手順

★ 避難所運営委員会で学校再開後の避難所との共存・解消に向けて協議を行う。

1 避難スペースの統廃合における注意事項

- (1) 避難所開設後、退所者の状況を踏まえながら避難所運営委員会（自治組織）の了解を得て、教室等避難スペースの統廃合の内容とスケジュールを決定する。
- (2) 市町村災害対策本部の責任者が避難者に説明をし、協力を依頼する。
- (3) 移動に際しては従来の避難スペースごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮する。

2 学校避難所との共存・解消手順

- (1) 学校再開と連動させ、避難所の解消に向けて避難者との話し合いを設定する（市町村災害対策本部の責任者が対応）。
- (2) 避難所と共存する際は、避難者と行事を共に行う等、児童生徒が関わる場を設定する。
- (3) 公民館等の他の避難所への移転準備をする。また、避難所運営委員会やボランティア等が荷物運び等を支援する。
- (4) 撤収した避難スペースは、清掃及び整理・整頓の後、施設管理者に引き渡す。
- (5) 救援物資等を整理・配布する。

参考

避難所の解消

平成 28 年熊本地震時

市町村が設置した全避難所が閉鎖されたのは発生から約 6 か月後の平成 28 年 11 月 18 日だった。

市町村が開設した避難所には、最大で 183,882 人（県人口の約 1 割、平成 28 年 4 月 17 日午前 9 時 30 分時点）が避難した。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。

参考

待機所の解消

阪神・淡路大震災時

県立学校を含む全県立施設から待機所※が解消されたのは震災から 1 年以上経った平成 8 年 2 月 14 日だった。

「震災を越えて」より

※ 神戸市立学校から避難生活者がゼロになったのは、平成 9 年 4 月 7 日であった。

※ 避難所が解消されても居住先が決まらない人が、仮設住宅等に入居するまでの間暫定的に生活する場を「待機所」という。

2 学校給食の再開

(1) 学校給食再開の手順

- ★ 学校給食再開への検討を行う。
 - ・ 給食施設・学校給食従事員の状況 ・ ライフラインの状況
 - ・ 食材確保の見通し ・ 献立
- ★ 学校・行政との連携がポイントとなる。

1 教職員、行政との連携

- (1) 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めたら、学校再開と並行して学校給食再開への計画を立案する。
- (2) 学校教育再開の活動と連絡調整を密にする。
 - ア 給食施設の稼働を検討する。(本来の施設・他の施設・近隣学校との合同・近隣市町村からの協力等)。
 - 共同調理場の場合、受配校の状況を確認する。
 - イ 食材の確保(炊き出しと並行して、長期的な食料確保の確認)を検討する。
 - 学校給食物資の供給に関しては、学校給食会と協議・連携して取り組む必要がある。
 - ウ 献立(完全給食・簡易給食・弁当給食)を検討する。
- (3) 教職員と行政との連携を図り、安全安心な学校給食の再開の目途をつける。
 - ア 学校給食施設、設備の確認及び清掃・消毒を行うとともに、学校医、学校薬剤師、保健所等と連携し、施設内の衛生、学校給食従事員の健康状態を確認し、衛生管理に万全を期す。
 - イ 各校における給食時間の調整、また、実施される給食(簡易給食、弁当給食、完全給食)を考慮した給食指導(準備、会食、後片付け等にかかる衛生指導)について教職員と検討する。

2 学校給食再開への手順

- (1) 学校給食再開において、給食時間の調整と児童生徒への給食指導を検討する。
- (2) 学校給食再開時、完全給食が困難な場合、短期長期の簡易給食を検討する。

(2) 学校給食再開後の食の支援

- ★ 一日も早い完全給食への移行を目指す。

学校再開の課題の一つとして給食があげられる。給食施設や関係業者の被害、食材不足、ライフライン損傷等により完全給食の提供が困難な場合がある。その際には、調理なしに提供できる簡易給食や調理済みの弁当給食が行われる。

1 簡易給食、弁当給食について

- (1) 簡易給食では、パンや牛乳等食品数が限られる。野菜類や魚肉類はわずかであり、

栄養量が不十分である場合が多い。

ア 調理をしない簡易給食

給食施設の被害が大きく、ライフラインが復旧していないため施設を使用できない場合は、調理せずに提供できる簡易給食の実施を検討する。

その際、衛生的に取り扱うことができる個包装、使い捨ての容器等での対応を検討する。

例) パン、牛乳、いちごジャム、チーズ、ゼリー
パン、牛乳、ソーセージ、ヨーグルト

イ おかずの一部を調理した給食

施設の修繕の完了、又はライフラインの復旧により施設内での調理が可能となった場合、完全給食提供までの過程として、調理機器等の状況を確認しながら一部のおかずのみ調理した給食の提供を検討する。

例) パン、牛乳、シチュー、果物
パン、牛乳、鶏のから揚げ、果物

- (2) 弁当給食では、量や味の調整が難しく、残食に対する指導に配慮が必要になる。
- (3) 上記の給食では食物アレルギーに対する除去対応が困難であり、食事に配慮が必要な児童生徒の把握、保護者から同意を得たうえでの情報提供等、対応を検討することが必要である。

2 簡易給食、弁当給食から完全給食へ

簡易給食として再開した場合は、児童生徒の栄養管理上、一日も早い完全給食への移行が必要となる。

※ 共同調理場方式と単独校方式とでは完全給食再開の過程が異なる。学校、行政等とで連携し、給食の方式を考慮した対応を行う。

- (1) 共同調理場方式・・・他市町村の協力を得られるか検討する。
- (2) 単独校方式・・・同じ市町村内で他校からの協力を得られるか検討する。

3 児童生徒への給食指導

- (1) 学校において恒例の行事も再開し、日常の生活に戻りつつある中で、食生活に関する影響により児童生徒の心身に異変が生じていないか引き続き注視する必要がある。
- (2) 児童生徒への給食指導内容を再度検討し、綿密な給食指導（衛生指導、配膳、後かたづけ）を実施する。

東日本大震災津波時

ある小学校では、学校給食センターが稼働不能となり、児童生徒の給食の確保が学校教育の大きな課題となっていた。1学期のスタート（4/22）は、短縮午前5時間授業・給食なしでの実施であった。その後、民間弁当業者や近隣各市町の学校給食センターの支援により、給食を提供できるようになったが、支援数の限度から3年生以上での給食支給となり、1・2年生は短縮5時間授業・給食なしでの継続であった。7月になり、公益財団法人からの簡易給食無償提供により、全校生の給食の実施が可能となった。1年生にとっては、入学以来はじめて学校で食べる給食であり、子どもたちは満面の笑顔を浮かべていたそうである。

「絆そして未来へ 3.11 からの復興 東日本大震災津波 2年間の記録」より

3 学校再開後の心のケア

(1) 基本的な対応

- ★ まず身体のケアをしてから心のケアを行う。
- ★ 親近感が大切、自然な形で話せるよう雰囲気作りをする。
- ★ 発達段階に応じた優しさと思いやりで安心感・安全感を与える。
- ★ ストレス反応が激しい時は専門家へつなぐ。(相談をすすめる)
- ★ 子ども達のセルフケアをサポートするというスタンスで行う。
- ★ 傾聴を心がける。

1 ストレス症状の程度

ストレス症状の程度は以下の要因により個々に異なる。

- (1) 災害の種類と程度
- (2) 本来の性格傾向や体質
- (3) 発災前の生活環境
- (4) 親子関係や家族関係等
- (5) 発災後の生活環境の変化
- (6) 時間の経過

2 関係づくりと雰囲気づくり

ストレス症状を示す子どもに対しては、自然な形で話せるようにまずは関係づくりと雰囲気づくりを心がける。

- (1) 一緒に遊んだり言葉かけをしながらの関係づくり
- (2) 手伝いをしながら、作業に関わりながらの雰囲気づくり

3 基本的な対応

- (1) 聴くときは以下の点を心がける。

ア 聴くための十分な時間を作る。

イ 相づちを忘れない。

ウ 話を妨げない。

エ 目のサインを見落とさない。

オ 目の高さを合わせて聴く。

カ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する。

(不安な気持ちになったり、イライラしたり、悲しくなることは自然なことであり、自分もその状況では同じ気持ちになることをイメージし、伝える。)

キ 問題の原因を決めつけない。

- (2) 発達段階に応じた対応を心がける。

- (3) 気になる症状が続いたり、だんだんひどくなる場合は専門家へつなぐ。

(2) 発達段階に応じた心のケア

- ★ 自然に話ができる雰囲気作りを心がける。
- ★ 発達段階によってストレスへの反応が異なり、対応方法も変化する。

1 幼児・少年

- (1) 親近感を持たせ、安心感を与えることが必要である。
 - ア 一緒に遊んだり、スキンシップをとる。
- (2) 自然に話ができる雰囲気づくりをする。
 - ア 恐怖心や不安感は当然のこととして、肯定的に受け止める。
 - イ 津波ごっこ等の災害遊びを始めた時は、むやみに叱らず見守る。ただし、場所や周囲の人たちへの配慮が必要である。

2 青年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 現在必要な医学的治療を受けるよう勧める。
- (3) 家族の中心としての役割を自覚させる。また同時に、それをサポートする。

3 壮年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 自分自身の心的ストレスへ意識を向けさせ、その解消を支援する。
 - ア 入浴、食事等日常生活行動のなかでの解消を図る。
- (3) 可能な限り、家族とのつながりを保てるよう配慮する。

4 高齢者

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 心と体の疲れをとる具体的方法を勧め、支援する。
 - ア 入浴、温かいお茶、肩もみ等で体の緊張をほぐし、心のガードを解く。
- (3) 家族とのパイプ役となり、家族とのつながりを支援する。
- (4) 高齢者同士のつながりを支援する。
 - ア 茶話会等の機会を設ける。

1 新潟県中越地震時

派遣された EARTH 員は、被災した子どもたちや保護者に自然な声かけをしていった。そして、うなずきながら話を聴いていった。（「新潟県の検証訪問」での聞き取りから）

2 東日本大震災津波時

派遣された EARTH 員は、心のケア研修会で、以下のような内容を伝えた。

- (1) 学校再開時には、子どもたちに再会の喜びを伝えて欲しい。人間関係ができた上で
の言葉なら自然な会話で問題ない。健康を気遣う「昨日眠れた？」等の言葉は誰に
でも快いものである。
- (2) 心の安定に向かっている子に対しては、共感してやるのがよい。
- (3) 「元気そうでよかった」「前を向いてがんばれ」「いつまで泣いているの」等の声か
けは行わない。

「平成 23 年度東日本大震災津波派遣記録」より

(3) 教師ならではの心のケア

- ★ 子どものストレス反応は、異常事態時には当然起こりうる。
- ★ 声かけ、スキンシップや遊びで心のケアを行う。
- ★ 子どもの状態は時間の経過とともに変化するので、長期的な経過観察と保護者や専門家との連携が大切である。

1 子どもとの接触・会話を大切に

- (1) 声かけ等日常的な接し方のノウハウを生かす。
- (2) 個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

2 子どもの状態を的確に把握

- (1) 災害に遭遇したとき、様々なストレス反応があることを踏まえ対応する。
- (2) 一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数あることを踏まえ対応する。
- (3) 災害時等の異常事態に当然起こりうる反応があることを踏まえ対応する。
- (4) 時間の経過とともに変化することを踏まえ対応する。
- (5) 子どもの状態を把握するひとつの手段としての「心とからだの健康観察」を実施する。
- (6) 次の3つの言葉で安心感を与えるように対応する。（「もう危険な目に遭うことはないよ」「あなたのそばには、いつも私がありますよ」「誰にでも起こる正常な反応ですよ」）

3 「あそび」を通じて心のケアを

共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことができる。

例 折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居等

4 スキンシップの大切さ

スキンシップ（おんぶやだっこ、添い寝等）により子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらすことができる。

5 長期的な経過の観察

- (1) 子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- (2) 毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- (3) それぞれの時期・症状に応じた対応を考える。

6 保護者、スクールカウンセラー、専門家との連携

- (1) ストレス症状の程度の調査等、専門的な事柄はスクールカウンセラーや地域のメンタルヘルス専門家と連携して行う。
- (2) 被災状況や保護者を失った話は、聞く側にとっても負担が大きく、教職員への支援体制にも配慮が必要である。

参考 心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒に現れる行動

1 退行現象

- ・ 注意力が散漫になっている
- ・ 親の気を引こうとする
- ・ 手伝い等、被災前はできていたことができない
- ・ 些細なことでめそめそしたり、泣いたりする
- ・ やめていた癖が再び出てくる
- ・ 怖い夢をみたり、睡眠中に突然叫び声をあげたりする

2 生理的反応

- ・ 頭痛や腹痛を訴える
- ・ 寝付きが悪い、反対に寝てばかりいる
- ・ 便秘や下痢を生じやすい
- ・ 食欲不振や吐き気を訴える
- ・ 視覚障害や聴覚障害を訴える
- ・ 皮膚や目がかゆくなる

3 情緒的・行動的反応


- ・ 落ち着きがなくなる
- ・ 学校に行くのを嫌がる
- ・ トイレに一人で行けない
- ・ 注意集中が困難になる
- ・ 趣味やレクリエーションに興味を失う
- ・ 引きこもる
- ・ 反社会的行動（嘘、盗み、薬物乱用等）をとる
- ・ 被災した内容について繰り返し話したり、関連した遊びをしたりする
- ・ いらいらしやすく、攻撃的になる
- ・ 友達や仲間を避け、つきあいを嫌がる
- ・ 狭い部屋に居られない
- ・ 物を壊したり、投げたりする
- ・ 感情が鬱的になり、涙もろくなる
- ・ 権威（親や先生等）に抵抗する

「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（研修資料）」より

(4) 教師ができる心のケア

- ★ 身近な教職員の関わりが心のケアの第一歩である。
- ★ 継続的で注意深い観察と専門家や専門機関と連携する。
- ★ 一体感の感じられる行事、遊びや運動を取り入れて組織的な対応をする。
- ★ 保護者への助言、児童生徒への授業へも対応する。

1 心のケアプログラム

- (1) 一体感が感じられる行事→つながりの感覚を回復する校外学習・合唱・クラス討論等
 - (2) 健康チェックとストレスマネジメント
 - ア チーム（担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等）での継続的な関わり
 - イ 「健康アンケート」「心とからだの健康観察」
※ 関連資料リンク
- 
- https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/contents/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html
- ウ 専門家、専門機関との連携
 - エ 保護者面談

2 発達段階別の具体的対応方法の例

- (1) 幼稚園児
 - ア 優しい言葉かけを増やして安心させる。
 - イ 抱きしめる等、身体的な接触で安心感を与える。
 - ウ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
 - エ 一緒に寝る等、不安感を少しでも取り除く。
- (2) 小学生
 - ア 子どもの言うことによく耳を傾ける。
 - イ 今までの状態がずっと続くことはないことを話して、安心させる。
 - ウ 遊びや身体活動の機会を与える。
 - エ できれば手伝いをさせ、褒めて自信を持たせる。
 - オ 子どもが嫌がることは無理にはさせない。例えば震災を放映しているテレビを無理に見せないようにする。
- (3) 中学生
 - ア 今のままの状態がずっと続くことはないことを話す。
 - イ 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目に見る。
 - ウ 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
 - エ 友人と遊んだり話し合ったりすることを勧める。
- (4) 高校生
 - ア 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目にみる。

- イ 災害時の体験を、家族や仲間と語り合い励ましあうように勧める。
- ウ 家や地域の復旧・復興等の作業に参加させたり、趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組ませたりする。
- エ 薬物依存傾向が疑われたり、抑うつ的になって自分の存在を否定したりするような言動が表れたら専門家に相談する。

3 心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応

心の回復へのプロセスやペースは、災害の程度や子どもの発達段階によって違ってくる。また、被災後1か月以降においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応も視野に入れなければならない。

災害後1か月以上経過して、心的外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる症状が持続して認められる場合は、専門家である医師の診断を受けるように勧める。

- (1) 専門家や専門機関と連携する。
- (2) 長期間の継続的な観察とケアを行う。
- (3) 信頼関係をベースにする。
- (4) 傾聴的、共感的、受容的な対応を心がける。
- (5) 自己達成感の向上、現実適応能力の回復への支援を中心に行う。
- (6) 学校全体で組織的に対応する。

【具体的対応】

- (1) 子どもが自ら心配して訴える時には、時間を確保して話を十分に聞く。
- (2) 気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配していなければ、ことさら取り上げない。
- (3) 遊びや運動の機会を増やし、クラス内、家庭内、地域内の人間関係を良好にする。

参考

研修会で話し合われた内容

東日本大震災津波時

- 1 被災した子どもたちに防災学習や避難訓練をする際には、事前に「こういった学習や訓練をするよ。気分が悪くなったり参加したくなかったりしたら遠慮なく言ってくれていいよ。」と声かけをする。
- 2 焦る必要はなく、まずは聞く姿勢を絶やさないこと。
- 3 心のケアは教職員が全て行うことはできないが、いつも子どものそばにいる教職員だからこそできることもある。
- 4 家庭の状況をきちんと把握し、その上で保護者の話を聞く等、保護者に対する心のケアを行う。
- 5 学校行事を通じてストレスの発散につなげていく。

「平成27年度東日本大震災津波被災地支援活動報告」より

(5) 防災教育と心のケアの融合的取組

- ★ 被災地での心のケアの観点がない避難訓練や防災学習は、子どもに二次被害を与える。
- ★ 被災地での心のケアを取り入れた避難訓練や防災学習は、ストレス障害のリスクを減じ、成長を促す。

1 学校再開から1年後までの防災教育のあり方

- (1) 避難訓練を行う前に訓練の目的を子どもの発達段階に応じた言葉で説明する。(警報のサイレンは、命を守ってくれる大切な合図)
- (2) 事前に避難経路を散策する。(ゆとりと見通しをもたせる)
- (3) 辛いことを思い出すのはとても自然なことと理解させる。(心理教育)
- (4) 心身反応への対処法を練習する。(落ち着くための呼吸法や肩の動作法等のストレスマネジメント体験)

例 「暗闇が怖い」ので懐中電灯をそばに置く

⇒次の揺れに対して体が反応して眠れない時にはリラクゼーションと合わせて、不安に対する具体的な対処方法(備える防災)を行うことが安心感につながる。

- (5) 家族を亡くした子どもや家屋が倒壊した子どもには事前に個別に説明する。(参加の有無の確認、少しずつのチャレンジの大切さの心理教育)

2 学校再開より1年後から10年後までの防災教育のあり方

- (1) 災害時幼児だった子どもが小学生になった2年後から始める。

例 キャラクターを活用した担任とカウンセラーによる心の授業(着ぐるみを着た担任が眠れない・怖がるキャラクター(A)を演じる。(A)は“ネズミ”がトラウマ。「“ネズミ”という言葉が(A)の耳をかじりますか?」⇒言葉そのものが被害をもたらすわけではない。“大雨・津波・地震”等という言葉落ち着いて使えるようになると防災教育に安心して取り組める。)

- (2) 2年後以降の防災教育(避難訓練、防災講演会、防災学習等)の前後に、「つらい度チェック」を活用する。

3 避難訓練とともに、心のケア

【「3つの安心感」を意識して、教育活動を続ける】

- (1) もう危険な目に遭うことはない、という安心
- (2) あなたのそばには、いつも私がありますよ、という安心
- (3) 誰にでも起こる正常な反応ですよ、という安心 → 対処法

災害を想起し恐怖を感じやすい学習だからこそ、心のケアと一緒に。

3つの安心感を教職員が意識して学習をすることが児童の心のケアに。

4 災害発生後の事務手続き

★ 被災者の立場に立った丁寧な対応をする。

(1) 児童生徒にかかわるもの

1 転出・転入

(1) 児童生徒の転出・転入一覧表を作成し、職員室等に掲示し、その都度記入・確認する。

※ 後日、学籍事務や給食費等の諸費精算事務に役立つ。

(2) 転出、仮転出している児童生徒の転出先の住所・学校の確認をする。

(3) 転出の場合は、基本的には「在学証明書」「教科書給与証明書」を交付する。

(4) 転入の場合は、「在学証明書」「住民異動届(写)」等を確認し、書類がない場合も受け入れる。

※ 書類は整い次第提出してもらう。

(5) 相手校へ連絡する。

2 教科書

(1) 災害救助法の適用を受けた市町村に在籍する児童生徒が紛失した教科書は、無償で給与される。

(2) 適用外の市町村の場合は、要保護・準要保護児童生徒のみ無償で給与される。

3 就学援助

(1) 保護者の安否及び被災状況(全壊・半壊・一部損壊等)を確認し、一覧表にする。

※ 就学奨励費の申請や助成金等の申請に必要であり、学用品等の配付に役立つ。

(2) 被災児童生徒の学用品の不足状況を調査し、配布する。

(2) 教職員にかかわるもの

1 教職員の勤務状況の把握

災害発生後、深夜にわたって、また土・日曜日に災害業務や避難所支援業務等に携わった教職員の勤務状況を把握する。

2 教職員の住居等の確認

被災した教職員、被災地域に勤務する教職員に係る住居・通勤・扶養等状況を把握する。

3 災害見舞金等の手続き

公立学校共済組合、学校厚生会、教職員共済等

(3) 校舎施設・学校備品にかかわるもの

1 被害状況等の報告

(1) 学校施設、備品の被害状況

(2) トイレの使用可否

(3) 災害用仮設トイレの設置要請

※ トイレについては、「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(兵庫県)を参照のこと。
(URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/torei_tabiki.pdf)



2 備品等の移動

- (1) 仮設校舎の建設や、他校施設での間借り授業等により、学校備品の移動が必要となる。
- (2) 備品移動リストを作成する。

参考

災害時の備品管理

阪神・淡路大震災時

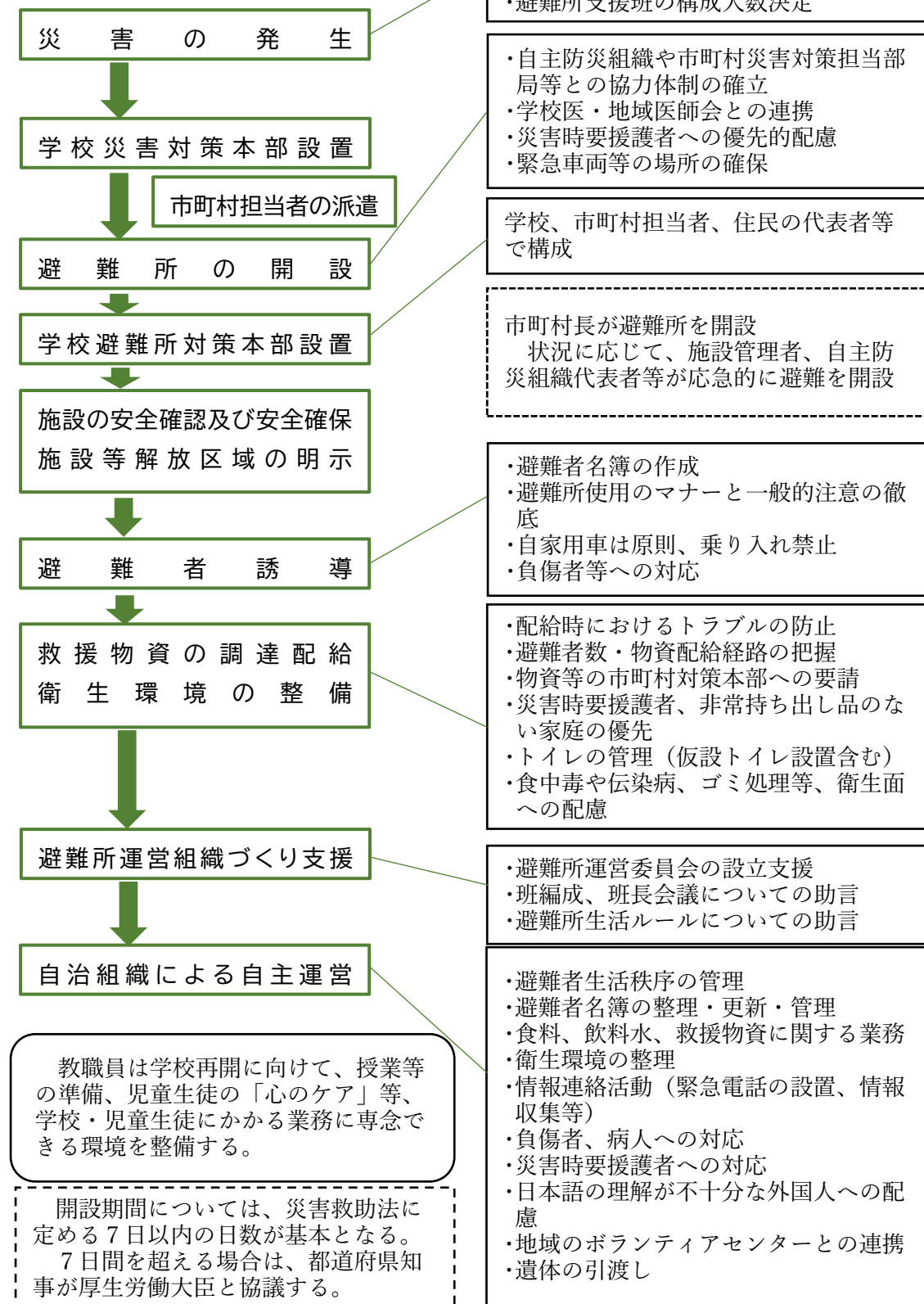
備品の被害調査とその写真撮影に3週間を費やした。パソコンから備品照合簿を印刷。これをもとに一品ずつ状況を確認し、写真撮影をした。

仮設校舎への備品移動を正確に行うために備品一品一品の現在場所と移動先と移動担当者の振り分けをする必要があった。全校分の備品であるため、手書きではとても間に合わなかった。

IV 避難所の支援

1 避難所運営の支援

(1) 避難所開設から運営へ



(2) 避難者の受入れ

- ★ 施設の安全確認をした後、開放区域を明示する。
- ★ 災害時要援護者に配慮する。

1 人命を第一に考え、原則として以下の避難者を受け入れる

- (1) 住居を失った一般被災者
- (2) 住居を失った高齢者、障害者等の災害時要援護者
- (3) 通勤者等帰宅困難者
- (4) 外国人を含む観光客 等

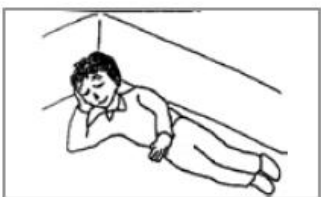
2 避難場所

- (1) 安全確認の判定結果で、使用不可の建物の部屋には避難者を立ち入らせない。既に避難者がいる場合は移動させる。
- (2) 避難者1人あたりの避難スペースは以下の最低面積を参考に適切に公平に対処する。



1 m²…被災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有が可能な面積。

(1教室 50 ~60 名)



2 m²…緊急対応期段階での就寝可能な面積。

世帯ごとに間仕切りを用意する。

(1教室 30 名)



3 m²…避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有が可能な面積。更衣室（授乳所）等を確保し、避難者のプライバシーを確保する。

(1教室 20 名)

- (3) 災害時要援護者の避難場所はできるだけ1階に設置し、利便性に配慮する。
- (4) ペット同伴の避難者に配慮する。
- (5) トイレの必要数確保に努める。

1 阪神・淡路大震災時

阪神・淡路大震災では、学校施設が多くの人々の避難場所として大きな役割を果たした。1月23日には1150カ所の避難所に約32万人が避難したが、このうち公立学校への避難者数は約18万人で、避難者全体の約6割を占めた。

地震発生が夜明け前であったため、県や市の災害対策本部の設置には時間を要した。寒さと引き続き起こる余震の恐怖から、人々のほとんどは避難所として指定されているか否かにかかわらず、広くて安全そうな場所に避難し、結果的に学校施設、特に小中学校に集中することとなった。

「震災を越えて－教育の創造的復興10年と明日への歩み－」より

2 東日本大震災津波時

ある小学校では、仙台駅を閉め出された会社員や近くの子会社の従業員が学校に押し寄せ、収容想定人数の4倍を超える避難者への対応となった。

開放した体育館で提供できたのは、1人が膝を抱えて座ることができる程度のスペースであった。さらに開放した昇降口や特別教室にも避難者があふれかえる状況であった。

「絆そして未来へ 3.11からの復興 東日本大震災津波2年間の記録」より

3 平成28年熊本地震時

市町村が開設した避難所には、最大で183,882人（県人口の約1割、平成28年4月17日午前9時30分時点）が避難した。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。

（市町村が設置した全避難所が閉鎖されたのは平成28年11月18日）

4 平成30年7月西日本豪雨災害時

ある学校では、体育館に180人の避難者を受け入れる想定であったが、実際には2,000人以上の避難者が押し寄せ、教室等を開放せざるを得ない状況となった。

想定以上の避難者や物資の配布、支援の受入れ等、大量の業務の発生により避難所は混乱し、市町村から派遣される職員だけでは対応できない状況であった。

「平成30年7月西日本豪雨災害における対応検証報告書」より

(3) 避難者数の把握と報告

- ★ 避難者数の正確な把握はすべての支援の基礎となる。
- ★ 時点データを随時更新し報告する。

1 避難者数の把握

- (1) 避難所の運営と支援は、避難者数が基本となる。
名簿への登録について、避難者に協力を周知する。
- (2) 避難者に避難者家族票を手渡し記入を依頼する。
個人のプライバシーに配慮する。
- (3) 避難者家族票を集約し、避難者一覧表を作成する。
- (4) 避難者家族票を提出した避難者から室内へ誘導、座れる場所だけを確保する。(状況により先に誘導もありうる)
※ 「避難所」「車中泊」「在宅」の確認をする。
- (5) 避難者一覧表及び避難者家族票を基に現在の避難者数と男女、小学生、中学生、高校生、さらに外国人、乳児、幼児、高齢者、要介護者、身体障害者等災害時要援護者の人数も把握する。

2 避難者の報告

- (1) 避難所開設状況報告書（速報）にそって、避難者の人数を記入する。
- (2) 救護場所へ避難した避難者の健康状態と人数を把握し、状況を報告する。
- (3) FAX やメールが使用できない場合は徒歩や自転車等で報告する。

3 その他の報告

- (1) 食料や毛布等、必要人数分の支援物資を市町村災害対策本部へ報告し、送付を依頼する。
- (2) 避難所の施設等の状況も報告する。
 - ア 避難所の使用不可の区域と被害状況
 - イ 水道、電気、ガス、トイレ、電話、FAX、校内放送設備の使用不可状況と被害状況をそれぞれ記入
 - ウ 記録（日誌・写真）

(4) 災害時要援護者への対応

- ★ 災害時要援護者の専用スペースを確保する。(利便性に配慮する)
- ★ 身体の状態を考慮し、順位付けして対応する。
- ★ 付き添う家族の場所も考慮する。

対 象 者	3 日 以 内	引き続き速やかに
A 介護を要する障害者 高齢者 傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に専門施設等へ移送 ・ 一時的に避難所への受け入れを要する場合は、専用スペースを割当て、市町村災害対策本部に対応物資、介護支援物資を要請 	
B A 以外の障害者 乳児 妊産婦等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用スペースを割当てる ・ 地域住民等に協力要請 ・ 市町村災害対策本部に対応物資等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門施設・福祉避難所へ移送
C 上記以外の高齢者 幼児 外国人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等に協力要請 ・ 市町村災害対策本部に対応物資等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用スペースを割当てる ・ 必要により福祉避難所へ移送 ・ ボランティア等へ支援依頼

※ 避難所において対応できない場合、福祉施設に直接要請又は県・市町村に斡旋を依頼して、災害時要援護者の緊急一時入所を行う。

※ 性同一性障害等、性別に起因する困難な状況におかれている方へも配慮する。

※ 発達障害によって特別な配慮が必要な方へも配慮する。

1 視覚障害

(1) 災害時に困ること

- ア 災害の状況やお知らせ等がテレビで伝えられても、映像や文字だけでは確認ができないため、災害情報を受け取ることが遅れるか受け取ることが全くできない。
- イ 周囲の災害状況が判断できず対応が遅くなる。
- ウ 移動が困難になり、単独では避難できなくなる。歩き慣れた場所でも状況が変わると移動ができなくなる。

(2) 周囲の支援

- ア 避難所内の連絡事項や生活情報を紙に書いて貼りだしても見ることができないため、読み上げる等音声で情報が確実に伝わるよう配慮する。
- イ 体育館等広いところは位置の確認が難しいので、小さな部屋を割り当てたり、間仕切りの利用や移動しやすい場所、トイレに行きやすい場所等を優先的に確保する。

2 聴覚障害

(1) 災害時に困ること

- ア テレビやラジオでの情報や、案内放送による耳から入るさまざまな情報を得ることができないため、適切な行動をとることができない。
- イ 避難所で放送が聞こえないため、救援物資、食料の配付等が受けられないことがある。

(2) 周囲の支援

- ア 身振り手振り、筆談、パソコンや携帯電話の文字表示等、あらゆる手段を駆使して情報を伝える。
- イ 避難所で避難者へ連絡事項等を伝える場合は、文字化して伝言板等に貼りだしておく。
- ウ 聴覚障害者の存在が分からない場合は、「耳の聞こえない人はいますか」「手話通訳・要約筆記が必要な人はいますか」等の紙を貼りだしておく。

「障害者放送協議会、災害時情報保障委員会、日本障害者リハビリテーション協会ホームページ」より

厚生労働省ホームページ 「避難所等での障害者への支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123603.html>



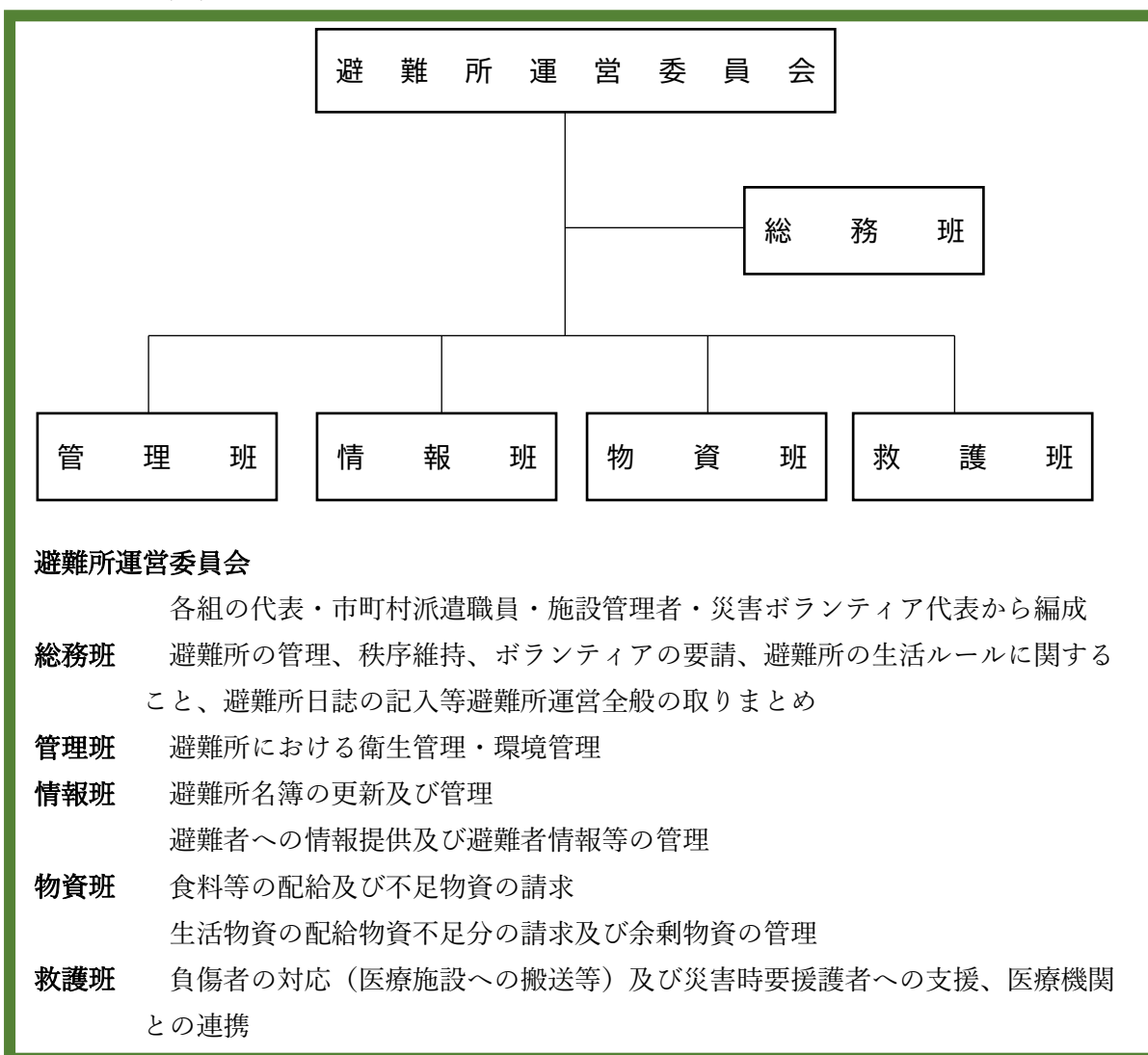
(5) 自治組織づくり

- ★ 自治組織の早期立ち上げは学校の早期再開につながる。
- ★ コミュニティ意識が希薄な地域は、市町村派遣職員や施設管理者が自治組織の立ち上げをリードする。
- ★ 避難所運営を自治組織が主体的に実施する。

1 避難者数の把握

- (1) 避難スペースごとの避難者で「組」を構成し、代表者を選出する。
- (2) 必要に応じて適宜、組の代表者の交代を実施する。

2 組織図 (例)



- ※ あらかじめ避難所運営委員会を組織しておくことが望ましい。
- ※ 自治会・町内会・自主防災組織の代表者等地域住民が中心となって組織する。
- ※ 委員会への女性の参画に配慮する。
- ※ 行政と地域住民の役割分担を行う。

(6) 生活秩序の管理と苦情等への対応

- ★ 避難所開設当初にルールを示す。
- ★ 適宜、避難所運営委員会で協議し補足周知する。
- ★ できること、できないことを明確にして丁寧に対応する。

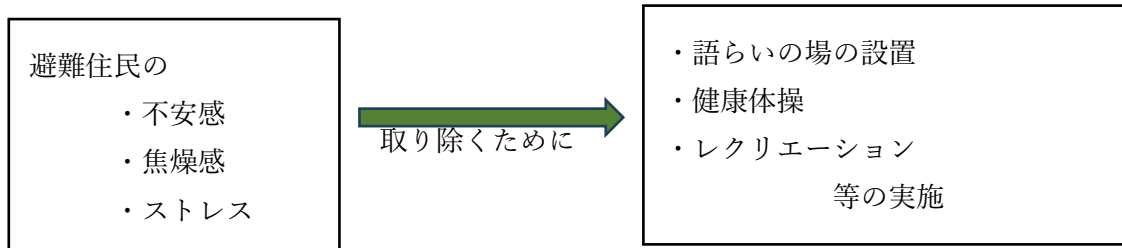
1 基本的な生活ルールの項目例

- (1) 避難所運営委員会について
- (2) 避難所の利用方法やマナーについて
 - ※ 避難者は家族単位で登録する。
 - ※ 車で避難している方へのルールが必要。
- (3) 食料、物資の配給について
- (4) 点灯や消灯時刻について
- (5) 呼び出しや連絡の方法について
- (6) 清掃やごみ処理等の衛生確保について
- (7) 飲酒、喫煙、火気使用に関することについて
- (8) ペットについて
- (9) 避難所の閉鎖について
- (10) トイレについて

2 避難者からの苦情、悩み事への対応

避難者の代表が運営委員会に連絡し、その解決を図る。

- (1) よく話を聞き、できることとできないことを明確にする。
- (2) 相手が納得するまで説明する。
- (3) 災害時要援護者の要望は、個別に話を聞いて把握する。
- (4) 避難所内で対応できない場合は市町村災害対策本部に連絡する。



参考

学校側との役割分担

平成 28 年熊本地震時

ある自治体において避難所として使用されたほとんどの学校では、役所の職員ではなく学校の先生によって運営されており、先生たちは学生や卒業生のボランティアのサポートを受けながら 3 交代の時間体制でシフトを組んだり、班分けの運営、避難者の中からリーダーを決めて動くなど、普段の取組を生かした運営を行っているのが印象的だったという意見が挙げられている。一定の時間が経過して、避難所が落ち着いてきたら、運営は自治体や住民が行い、教職員は校舎の点検や児童の安否確認などを行うなどの役割分担ができたことで、スムーズな学校再開につながったという事例や、炊き出しなどの日程や場所、内容などの情報を学校と共有し、学校業務と重ならないように配慮できたという事例もある。

「平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（内閣府）」より

参考

避難所でのペットへの対応

避難所でのペットのトラブル（主なもの）

- 1 犬の鳴き声やにおいによるもの
- 2 飼い主による適正な飼育が行われていないことによるもの
- 3 健康への影響によるもの
- 4 飼育マナーに関するもの

※ 災害時には何よりも人命が優先されるが、近年ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは動物愛護の観点のみならず飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。

避難所におけるペット対応事例（主なもの）

- 1 避難所内の一角を飼育用スペースとした。
- 2 避難所敷地内にプレハブ等を設置し、飼育用スペースとする。
- 3 近隣のスポーツ施設をペット用避難施設として利用した。
- 4 スペースの確保できる避難所（学校の教室）では、飼育者と非飼育者の生活スペースを教室ごとに分ける等の区分を行った。
- 5 避難所内に仕切り板を設置し、飼育者と非飼育者の住み分けを行った。
- 6 自家用車の中で人とペットが一緒に生活した。

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）」より

参考

避難所での様子

阪神・淡路大震災時

約 900 人が震災関連死として認定されており、その原因の 1 つにトイレ問題があげられる。ストレスの蓄積もあるが、狭い、暗い、和式、段差がある仮設トイレは高齢者や障害者にとって使用しにくいものであったため、トイレを無理に我慢し、水を飲まなかったり食事を摂らなかったりしたために、健康悪化を引き起こしたと言われている。

「避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）」より

(7) 避難者への問い合わせや情報提供

- ★ マスコミには窓口を一本化して対応する。
- ★ 避難者のプライバシー保護に配慮する。
- ★ 問い合わせや情報提供は災害時要援護者にも配慮して、確実に伝達する。

1 問い合わせ等への対応

- (1) マスコミ対応は、避難所運営委員会に窓口を一本化する。また、公表に当たっては、プライバシー保護に充分留意する。
- (2) 外部からの避難者への電話等による問い合わせに対しては、放送による呼び出しを実施する（時間帯を決めて）。また時間外は原則として掲示板を通して実施する。ただし、災害時要援護者への配慮も怠らない。
- (3) 来訪者への対応は避難者のプライバシーと安全を守るため、窓口を一本化し、避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。

※ 電話対応で学校の業務に支障が出ないように、市町村担当者に専用電話の設置を依頼する。

【対応例】

- (1) 「誰をお探しですか。捜されている方のご住所とお名前をお教えてください」
- (2) 「あなた様のご連絡先とお名前をお教えてください」「呼び出しても連絡のない場合があります。それ以上の対応はできませんのでご了承ください」

2 避難者への情報提供

- (1) 情報提供をする項目
安否、医療・救護、飲料水・食料、救援物資、教育、長期受入れ施設、生活再建、余震や天候、風呂の開設等
- (2) 情報提供をするときの留意点
ア 緊急かつ全員に連絡を要するもの以外は、掲示板を使用する等、原則として文字情報によるものとする。
イ 掲示板には被災者が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置する。
ウ メモは 7 センチ角程度の付箋等を利用し、受信日時、避難者の氏名と住所、問い合わせ先の氏名・連絡先を記載し、掲示板に添付する。

参考

避難場所等になった学校施設の状況

東日本大震災津波時

避難場所になった学校のうち、避難場所開設のマニュアルを整備していない学校が8割を超え、マニュアルを整備していた学校でも、教職員に周知されていなかったり、具体性に欠けていたりしたため、マニュアルどおり実施できた学校はわずかにとどまり、想定を超える規模の災害により、避難者への急な対応を迫られ、混乱を極めた。

学校施設が避難場所として利用されたことにより、学校再開の面で問題が生じた学校が沿岸部に多く、個人情報の管理、物品の管理なども問題となった。

「岩手県教育委員会東日本大震災津波記録誌」より

参考

安否確認の情報収集

東日本大震災津波時

ある小学校では、児童生徒の安否確認のために、教職員が家庭訪問をしたり、学校からの連絡を学区内の掲示板や電柱に貼る等を行った。その際、学校の状況を知らせることによって児童が気持ちを強く持った様子がうかがえたこと、また家の手伝い等を頑張っていることがわかり安心したこと、さらに、教職員の仕事を気遣う言葉が保護者や児童からたくさん聞かれ、力強く感じたこと等の報告があった。

「3.11 からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災津波 2年間の記録」より

(8) 救援物資等の受入れと配布

- ★ 避難者数と要給食者数を把握する。
- ★ 迅速かつ公平に分配するため、組ごとに配給する。
- ★ 災害時要援護者に対応した物資の提供をする。
- ★ 食料は保管場所・賞味期限等衛生上の配慮をする。

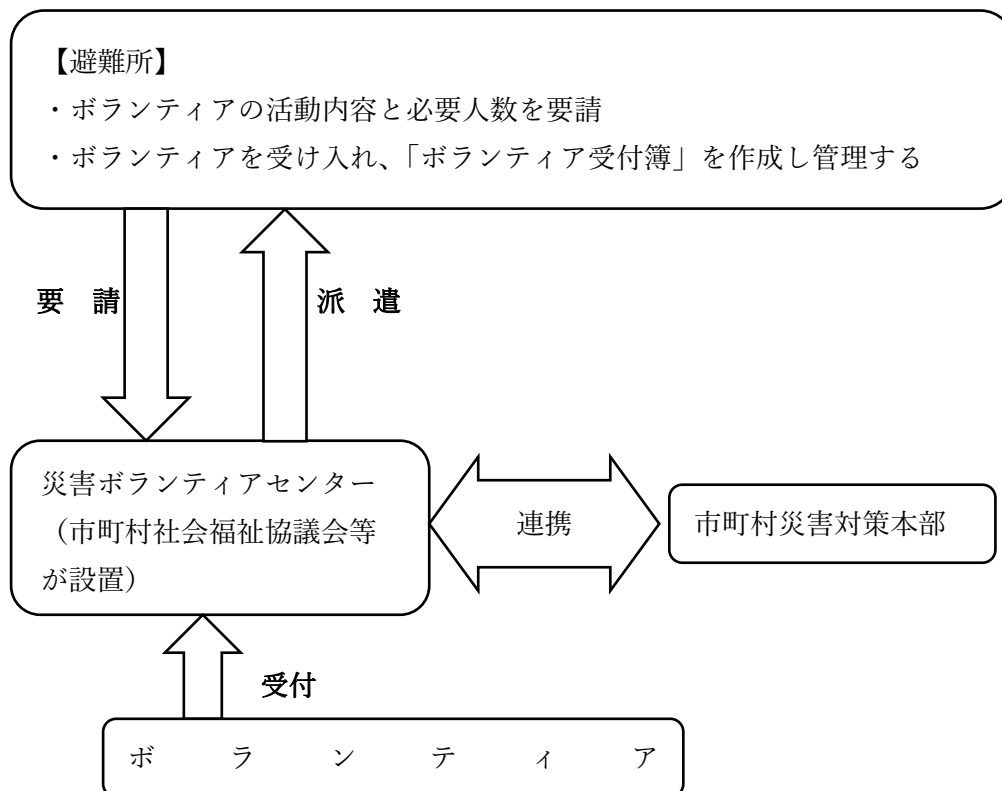
1 食料等の配給（物資班）

- (1) 迅速かつ公平に行うため、避難者の組ごとに配給する。
- (2) 公平性が確保できないときは、原則として全員に配給できるようになるまでは行わない。ただし、どうしても配給する場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得てから行う。
- (3) 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・物資を配給する。
- (4) 特別なニーズがある物資等、特別な要望については個別に対処する。

(9) ボランティアの受入れ方

- ★ 派遣要請は災害ボランティアセンターを通す。
- ★ 直接来校するボランティアにはボランティアセンターを通すよう依頼する。
- ★ 医療・介護・教育等専門ボランティアや中・高校生等も積極的に受け入れる。

1 ボランティアの要請及び派遣の流れ



2 ボランティアに依頼する内容 (例)

- (1) 学校の早期再開にかかる支援
- (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達への協力
- (3) 高齢者介護・看護活動の補助
- (4) 傷病者の搬送の補助
- (5) 清掃及び防疫活動への応援
- (6) 物資・資材の輸送及び配分活動への協力
- (7) 手話・筆談・外国語等の情報伝達への支援協力
- (8) 幼児保育への協力 等

- 1 自己完結であること。
 - (1) 被災地に迷惑をかけない。
(ジャージ、軍手、タオル、長靴、水、弁当、薬、塩等は持参)
- 2 体調管理
 - (1) 絶対に無理をしない。
 - (2) 活動は10時から15時で、被災地の方の生活を守る。
- 3 “よそ者”意識
 - (1) 部外者が入ってくることを意識すること。
 - (2) 地域コミュニティの尊重。
- 4 “してあげる”ではなく、“させていただく”意識
 - (1) 謙虚な気持ち。
 - (2) 支援者であることを押し付けない。
 - (3) 被災者との会話。
- 5 相手の好意に甘える時があってもいい
 - (1) ジュース、お茶、たい焼き 等。
- 6 “目的”と“結果”の区別と理解
 - (1) 目的はあくまでも支援。
 - (2) 「ありがとう」という温かい言葉をいただく。人の優しさを知る。
⇒ これはあくまでも結果である。
- 7 “若者”にしかできないもの
 - (1) お年寄りとの会話
 - (2) 子どもたちとの遊び
 - (3) 無尽蔵の持続力
- 8 現地の尊重
 - (1) 善意を押し付けないが、“遠慮”に遠慮しない。
- 9 ボランティアのルール、心のケアの事前学習
 - (1) 予想される事態を前もって学んでおく。
⇒ 落ち着いた対応。
- 10 “日常”の生活を尊重
 - (1) 自分の日常で多くの人に迷惑をかけてはダメ。

防災教育推進指導員養成講座 [中級編] (兵庫県教育委員会)

ボランティア参加者には以下のような心構えで参加協力してもらうようにする。

- 1 災害ボランティア活動は、ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加・行動することが基本です。
- 2 まずは、自分自身で被災地の情報を収集し、現地に行くか、行かないかを判断することです。家族の理解も大切です。その際には、必ず現地に設置されている災害ボランティアセンターに事前に連絡し、ボランティア活動への参加方法や注意点について確認してください。災害ボランティアセンターに関する情報は、本会のホームページでもお知らせしています。
- 3 被災地での活動は、危険がともなうことや重労働となる場合があります。安全や健康についてボランティアが自分自身で管理することであることを理解したうえで参加してください。体調が悪ければ、参加を中止することが肝心です。
- 4 被災地で活動する際の宿所は、ボランティア自身が事前に被災地の状況を確認し、手配してください。水、食料、その他身の回りのものについてもボランティア自身が事前に用意し、携行のうえ被災地でのボランティア活動を開始してください。
- 5 被災地に知人などのつてがない場合は、必ず災害ボランティアセンターを訪れ、ボランティア活動の登録を行ってください。
- 6 被災地における緊急連絡先・連絡網を必ず確認するとともに、地理や気候等周辺環境を把握したうえで活動してください。
- 7 被災地では、被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいでボランティア活動に参加してください。
- 8 被災地では、災害ボランティアセンターやボランティアコーディネーター等、現地の受け入れ機関の指示に従って活動してください。単独行動はできるだけ避けてください。組織的に活動することで、より大きな力となることができます。
- 9 自分にできる範囲の活動を行ってください。休憩を心がけましょう。無理な活動は、思わぬ事故につながり、かえって被災地の人々の負担となってしまいます。
- 10 備えとして、ボランティア活動保険に加入しましょう。その際、極力出発地で加入手続きを行い、被災地に負担をかけないように配慮しましょう。

「社会福祉法人 全国社会福祉協議会ホームページ」より

V 平時の活動

1 チーム員に期待される役割

- ★ 平時において「D-E S Tいわて」に求められるものは、防災教育における組織づくりと人材育成である。
- ★ チームは防災教育のシステムづくりを支援する。
- ★ 「いわての復興教育」の一層の推進に努める。

1 防災・減災に関する備えの充実

有事の際被災した学校や地域において学校再開への支援を行うためのチームであるが、チーム員には平時の所属校や地域における防災、減災に関する能力開発、言い換えれば組織づくりや人材育成の一助を担う役割が求められる。

2 「D-E S Tいわて」の目指すもの

チームの活動は、防災教育を含めた防災に関する能力開発に寄与していくという自覚のもとに活動を展開する必要がある。具体的には、平時から学校や地域の防災教育の推進や防災体制充実への協力等が期待されている。

また、今後の派遣における経験や、各種研修で得られた知見を勤務校の教職員や児童生徒に還元したり、県内や自治体で行われる研修等で伝達することにより、「いわての復興教育」を一層推進する役割が求められる。

2 チーム員としての心構えと備え

(1) 心構え

- 1 普段から災害支援への心と体の準備をしておく。
- 2 勤務校で、派遣に備えての協力体制を整えておく。
- 3 勤務校で、専門性を活かし、復興教育、防災教育・防災体制の充実に向け協力する。
- 4 個人装備として必要なものを準備しておく。
- 5 チーム員として活動するときに携帯するチーム員証及びチームハンドブックや着用するベスト（今後整備予定）をいつでも取り出せるよう準備しておく。
- 6 県教育委員会の主催するチームの訓練・研修会に参加する。
- 7 県や各分野の主管団体から案内する防災訓練や地域での自主防災活動にも積極的に参加する。
- 8 災害等の情報収集に努める。
- 9 常にチーム員であることを忘れない。

(2) 情報取得、準備

- 1 地域のチーム員として
勤務先以外の避難所や避難経路についても知っておく必要がある。自宅・通勤路・職場などに分けて情報を確認する。
 - (1) 避難所と避難経路の情報
 - ア 自宅から避難所までの経路
 - イ 通勤途中の避難経路
 - ウ 勤務地から避難所までの経路 ※ハザードマップを活用する
 - (2) 危険箇所・危険物質の情報（自宅、通勤路、職場）
 - (3) 過去に発生した災害の情報
 - (4) 地域の防災計画
- 2 災害情報の入手方法を知っておく
防災情報、防災計画に普段から関心を持ち、地域の訓練等に積極的に参加し最新の情報を入手しておく。
 - (1) 様々な情報メディアからの情報把握方法
 - ア Web、テレビ、ラジオ、防災無線等
 - (2) 消防・警察・保健所・市町村役所の連絡先・災害電話番号
 - (3) Web・電話が不通になったときの防災情報入手方法
- 3 災害の特徴を知っておく
各種の災害についてその特徴を学び、対処方法を知っておく。
 - (1) 地震、津波
 - (2) 集中豪雨、火山噴火

(3) 雪害

(3) 物品の備え (例)

1 職場

- ・ライト、ペンライト（発電機付き、ソーラー発電）
- ・ジャージ、着替え下着 ・非常食、飲料水
- ・周辺の地図、ガイドマップ ・ティッシュペーパー
- ・絆創膏、ウェットティッシュ
- ・箸、スプーン、コップ

2 自宅

- ・非常食、非常用飲料 ・電源のいない暖房
- ・毛布、衣類、手袋 ・バケツ ・非常持ち出し袋
- ・電池（サイズは各種） ・ろうそく、ライター
- ・紙コップ、紙皿、ラップフィルム ・長靴

3 通勤、移動時

- ・ライト、ペンライト（発電機付き、ソーラー発電）
- ・筆記用具 ・ハンカチ、ティッシュペーパー
- ・簡易食 ・地図、交通網等路線図
- ・帽子、手袋 ・チームハンドブック

3 講師派遣

- ★ 県内外の学校や地域の防災教育の推進に資するためチーム員を派遣する。
- ★ 各種団体、他都道府県及び岩手県立・市町村立学校からの要請の場合はチーム事務局が窓口となる。

4 防災体制の充実

(1) 学校が避難所となる場合の開放施設の明確化と開放順位の設定

- ★ 鍵の管理について市町村防災部局等と事前調整を行う。
- ★ 管理運営上必要な場所は非開放とする。
- ★ 開放順位をあらかじめ決定しておく。

1 開放施設の明確化

- (1) 避難所として開放する施設は学校再開を前提に設定する。
- (2) 大規模災害が発生すると指定の有無にかかわらず学校は緊急の避難所になる。
- (3) 不測の事態にも柔軟に対応できるよう体制の整備を図る。
- (4) 学校の教育活動への影響を最小限にして、教育再開を早期に実現することで、児童生徒を混乱から守る。
- (5) 校長室や職員室、事務室、保健室等管理運営上必要な場所は非開放施設とする。
- (6) 運動場は緊急車両や救援物資搬入のスペースを確保する。また、児童生徒が体を動かす（遊ぶ）スペースを確保し原則として自家用車の乗り入れは禁止とする。

2 開放順位の設定

- (1) 学校施設の被害状況の点検の後、避難場所として開放する。
- (2) あらかじめ開放順位が決定していると混乱にも対応可能である。
例 ①運動場②体育館③教室④多目的教室
- (3) 休日や夜間の緊急の避難所開設に備え、管理職以外でも鍵を管理する体制を整えておくことも必要である。（近隣に居住する教職員等）また、事前に市町村防災部局等の関係機関と調整を行う。

学校施設の部屋割り（例）

- 1 学校の施設内の部屋割りのレイアウトを決めるときは、施設内で落ち着いた生活ができる環境づくりと管理のしやすさに留意する。
- 2 ●印のついたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。
- 3 避難者数との関係で、必ずしも必要な空間をすべて確保できるとは限らない。
 - ※ 緊急度A→B→Cの順に開放する。
 - ※ 時間の経過に合わせ避難者が減ってきた段階で共有部分を増やすようにする。

部屋名・設置場所	緊急度	部屋割りの考え方
●立ち入り禁止 (非開放) 区域	A	学校の管理運営に必要な職員室、校長室、事務室、給食室等および危険物がある理科室等は、立ち入り禁止（非開放）区域とする。また普通教室も原則非開放とする。
●第1次避難スペース	A	体育館等広いスペースを活用し、入口付近に避難所受付を設ける。 ※ 町内会・自治会単位の入居が望ましい。
第2次避難スペース	A	福祉避難スペースとして、災害時要援護者には、和室や静かな場所等を開放して入居してもらう。また、大勢の人と一緒にいる場合、トイレに近い場所を提供する等配慮する。 ※ 学校再開にあたって授業への影響のない教室等を活用する。
●運営本部室	A	市町村担当者、教職員、避難者で組織する運営委員、ボランティア代表等で行う会議用の部屋として使用する。 ※ 学校の業務に影響が出ないように専用電話を設置してもらう。
●運営会議室	A	市町村担当者、教職員、避難者で組織する運営委員、ボランティア代表等で行う会議用の部屋として使用する。
●総合受付	A	正面玄関近く等、わかりやすい場所にテーブルを置く。
●物資置き場	A	外部からトラック等が入りやすい場所に設置する。 ※ 状況に応じて野外にテントを張ることもある。

●医務室	A	保健室を活用する。 ※ 近くに休憩室が設けられることが望ましい。
●女性専用スペース	A	更衣や授乳場所としても利用できるような部屋を確保する。居住空間の近くが望ましい。 ※ 体育館内の小部屋を利用しているケースが多い。
情報掲示板	A	正面玄関近くの壁面を利用して避難者に情報を提供する。
ペット飼育スペース	A	鳴き声等の関係から校舎から離れたグラウンドの一角に設置する。 ※ できれば雨があたらない場所。
仮設トイレ	A	校舎の近くであまり目につかない野外の場所で、バキュームカーが入れる場所、できれば清掃用の水が近くにある場所に設置する。 ※ 夜間使用のために仮設トイレへの照明の配線が必要。
仮設電話	A	正面玄関近くに設置する。 ※ 校内放送設備がある場所の近く。 校内放送をしないで伝言メモを避難者に渡す方法もある。
ボランティア・ルーム	A	ボランティアが打ち合わせ等を行う場所として、できれば本部室の近くに設置する。
配給所	B	救援物資等を配給する場所。物資置き場の近くで、配給時のみ一時的に廊下を使う方法もある。
更衣室	B	居住空間の近くの部屋や仕切りで囲ったスペースを用意する。
ゴミ置き場	B	居住スペースから離れた野外で設置。 ※ できれば雨のあたらない場所。清掃車との関係にも配慮して設置する。
倉庫	B	避難スペース提供にあたって、教室の机、椅子の収納のために必要である。 ※ 避難者が多い場合は、机や椅子は廊下に積み上げている例が多い。
テレビ	B	避難者への情報提供等のために設置する。 ※ 体育館のステージ上に置くケースが多い。

喫煙場所	B	屋外に設置する。 ※ 学校敷地外に設置を検討する。
調理室	C	炊き出しをする場所として設置する。 ※ 施設内、あるいは野外の水道や排水設備のある場所にする。
食 堂	C	外部から物資を搬入しやすい場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
談話室	C	騒音等の関係から避難スペースから少し離れた場所に設置する。 ※ 消灯後の利用も前提にする。
洗濯場・物干し場	C	屋外の給排水のある場所に設置する。 ※ プールの近く等が考えられる。女性専用物干し場（室内）を確保する。干し場としては屋上も検討する。
学習室	C	居住空間に隣接した場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
パソコンスペース	C	避難者がインターネット利用のために設置されることがある。教室あるいは廊下等、通行に邪魔にならない場所でスペースに余裕があれば設ける。
携帯電話、スマートフォン等充電スペース	C	スペースに余裕があれば設ける ※ 電源の確保や共有スペースのルール作りが必要

(2) 避難所協力班の組織化と訓練

- ★ 学校防災マニュアルに避難所協力班を位置づける。
- ★ 避難所協力班による避難所開設訓練を実施する。

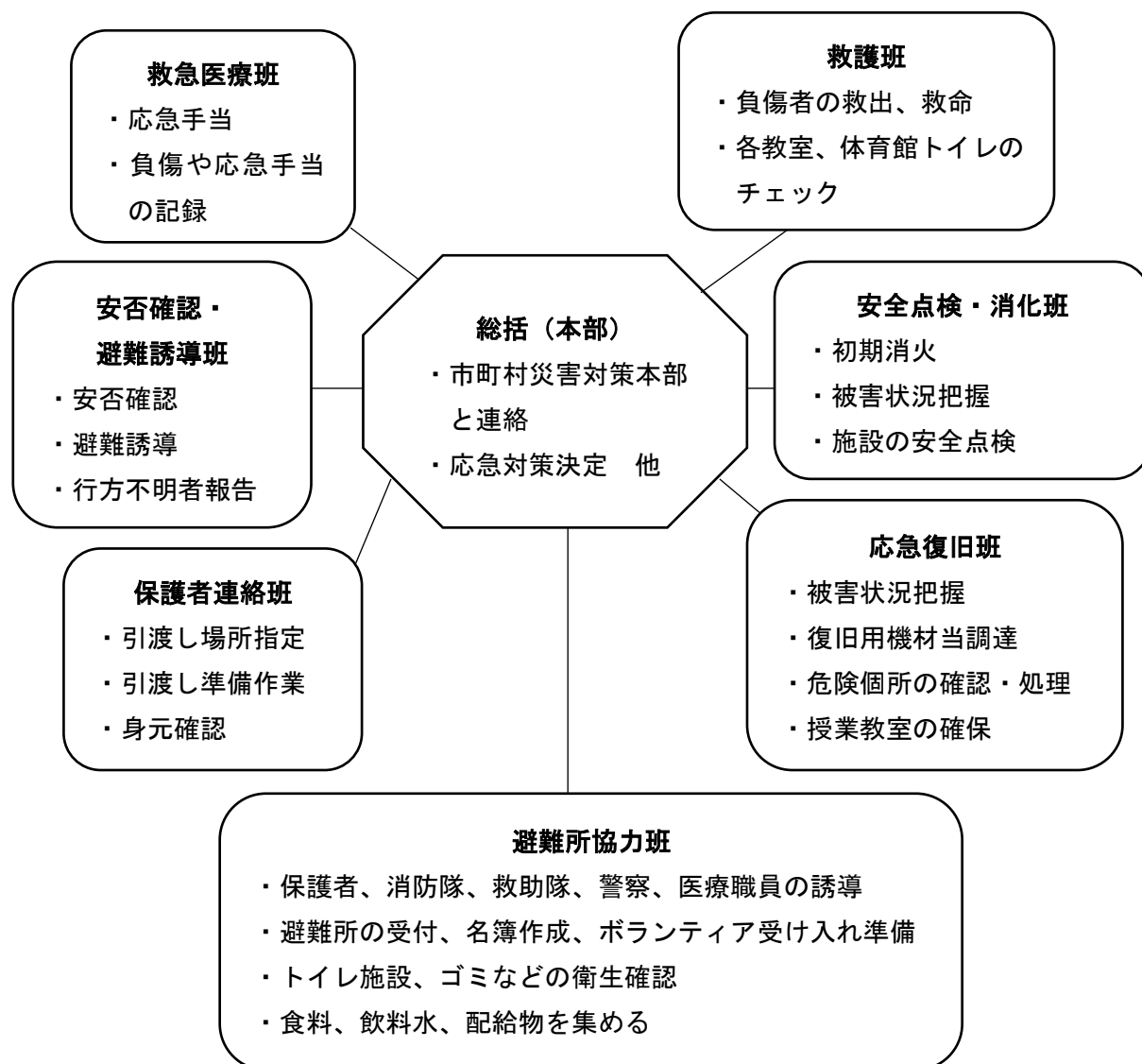
1 教職員による避難所協力班を組織

- (1) 避難所運営は避難者の自治組織によることが望ましい。学校秩序を保てるようになるまで、時間は必要である。
- (2) 震災時市町村の災害対策本部の設置は市町村の責任である。激甚災害時は担当職員の派遣に時間を要することもある。

2 教職員の避難所運営協力業務

- (1) 校長の職務命令により行う「職務」とすることが適当。
- (2) 各市町村の避難所運営マニュアルに基づき避難所開設訓練を実施する。

3 避難所協力班の役割（学校災害対策本部の設置例）



参考

避難所支援にあたり

多くの学校が被災し、ピーク時は、地域防災計画上の指定の有無に拘わらず、223校の施設が避難所となり、最大で2,000人を受け入れた学校もあった。

避難所になった学校での聞き取りでは、避難所設置時、水、毛布、食糧、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄が必要であったと回答した学校が多くあった。

熊本県教育委員会「学校防災（地震・津波）マニュアル作成の手引」より

参考

災害の種類に応じた避難行動

地震は突然激しい揺れに襲われ、この瞬間に多くの被害が一度に発生する。

一方、水害や土砂災害は徐々に状況が悪化し、河川の氾濫や土砂災害が発生するまでは基本的に人的被害は発生しないという違いがある。

水害や土砂災害の場合、避難所への避難は激しい雨の中での避難になることが考えられるため、例えば避難者の受付場所を屋内にしたり、できるだけ早く開放区域に案内したりする等を心がける必要がある。

「気象庁ホームページ」より

(3) 学校防災マニュアルの整備改善

- ★ 各学校の実態や地域の災害特性を踏まえて学校防災マニュアルを作成し、教職員に周知する。
- ★ 訓練を通してマニュアルを検証し、常に実践的なものとなるよう見直しを図る。

1 学校防災マニュアルの作成

- (1) 学校防災マニュアルでは
 - ア 災害発生時に起こりうる可能な限りのケースを想定する。
 - イ 児童生徒の安全確保のための行動をマニュアル化する。
 - ウ 事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応して作成する。
- (2) 作成にあたって
 - ア 学校規模や立地条件、地域の災害特性等を勘案する。
 - イ それぞれの学校において独自に作成する。

2 学校防災マニュアルの活用と整備

- (1) 全ての教職員に配布し、研修等で内容を周知する。
- (2) マニュアルに沿って避難訓練を実施する等、実際に活用することによって不備な点や使いにくい点が明らかになり、マニュアルの見直しにつながっていく。

<活用例>

- (1) 校内の防災研修会での活用
マニュアル内容を点検し全ての教職員へ周知する。
- (2) 避難訓練での活用
役割分担の明確化とマニュアルのチェックをする。
- (3) その他
 - ア 校内を巡視し、危険箇所の有無について確認し必要に応じ応急対応をする。
 - イ 大雨、台風等、事前に災害が予想される場合は、災害を想定した対応の事前確認をする。
 - ウ 施設・設備の安全対策と薬品や備品等の管理方法・場所についての安全管理を徹底する。

3 学校防災マニュアルの不断の見直し

学校防災マニュアルは、最悪の事態を想定して課題を洗い出し、計画・実施・評価・改善を重ね、全ての教職員が評価・改善に関わり、共通理解しておく。

※ P D C A サイクルにより見直しを随時行う。

<見直しのポイント>

- (1) 市町村の地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性
- (2) 役割分担の明確化、備品等の管理場所の変更及び連絡網の点検
- (3) 避難経路の見直し
- (4) シミュレーションや訓練による内容の見直し

(4) 避難訓練の工夫改善

- ★ 具体的かつ最悪のシナリオを想定する。
- ★ 毎回想定を変えて実施する。
- ★ 保護者、地域住民、関係機関と連携した訓練を行う。
- ★ 訓練を検証、評価し、活かす。→学校防災マニュアルの見直し

1 避難訓練見直しのポイント

- (1) 地域特性や学校の立地条件を考慮し、具体的な災害を想定する。
 - ア 埋立地、低地、海岸、崖下等…液状化、浸水、津波、崖崩れ、河川氾濫等
 - イ 工業地帯、市街地…爆発や火災等の二次災害の発生
- (2) 事前・事後指導を充実させる。

副読本、資料等の活用による訓練に対する意識の高揚
- (3) 家庭・地域・関係機関と連携する。

近隣の学校、市町村防災担当部局、地域住民、保護者、防災関係機関
- (4) 最悪のシナリオを具体的に想定する。
 - ア 停電、電話不通、校内使用不可の場所多数
 - イ 児童生徒、教職員に負傷者、管理職不在
- (5) 様々なケースでの災害発生を想定する。

登下校時、休憩時、特別活動時、放課後、天候の悪い場合等
- (6) 緊迫感や臨場感をもたせる。

消火栓、救助袋、担架、非常扉等の救急防災設備・用具の積極的活用、負傷者や行方不明者の設定
- (7) 訓練を検証・評価する。
 - ア ワークショップ等による避難訓練後の振り返り
 - イ 課題を踏まえたマニュアルの見直し、次回訓練等に活用

(5) 施設・設備等の安全管理

- ★ 備蓄品、鍵の管理等定期的に点検を実施する。
- ★ 災害発生時の様々な被害を想定する。
- ★ 危険箇所を予想し、対策を実施する。
- ★ 計画的に安全対策を予算化する。

※ 平時から可能な限りの災害対策を講じておく。

※ 施設・設備等の安全点検を定期的に行うとともに、備品等の転倒・落下・移動防止の措置をとる。

1 施設・設備等の管理

- (1) テレビ、棚、書庫、薬品庫等の転倒防止の対策を行う。
- (2) 救助袋、消火栓、消化器等の定期点検を行う。
- (3) 防災上必要な設備、器具等の配置図の掲示を行う。
- (4) 市町村防災部局等と防災倉庫（備蓄庫）の点検、備蓄品に関する協議を行う。

2 定期及び随時の安全点検の実施

- (1) 安全点検の実施計画を作成する。※チェック表の作成
- (2) 校区内の地形や地盤、学校の立地等の条件を検討し、災害発生時における被害等を想定した対策をたてておく。

3 避難経路の安全確認

- (1) 避難経路となる廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる戸棚、本棚等を置かない。
- (2) 複数の避難経路を設定し共通理解を図る。
- (3) 校内放送設備等が使用できない場合の避難誘導方法について共通理解を図る。

4 チェック表の作成

定期的に安全点検を実施するために、災害対応マニュアルの中にチェック表を掲載し、点検箇所ごとに異常の有無・状態、対応等を記入する。

(1) 点検日の設定

学校行事日や防災訓練と併せて実施する等、年間計画を立てて実施する。

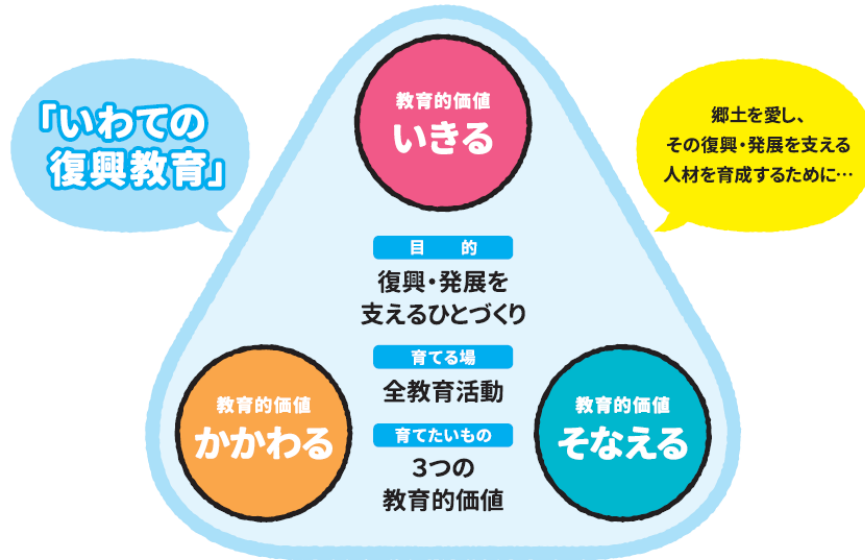
(2) 保護者等も交えた安全点検

児童生徒自身が自分の周りの危険箇所等について認識するとともに、自主防災組織、保護者と一緒になって防災マップの作成等に取り組む。

5 「いわての復興教育」の推進

(1) 「いわての復興教育」とは

「いわての復興教育」の目的は、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成であり、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を育てることにある。



「いわての復興教育」の理念にかかる留意点

復興教育は、これまでにない **新たなことを始める** ということではない。
また、**リカバリーの教育** でもない。

東日本大震災津波の **体験から得られた3つの教育的価値(いきる・かかわる・そなえる)**を **育てること** であり、今までの教育を補完・充実させることである。

(「いわての復興教育」プログラム第3版 p 2)

子どもたちが、「震災津波の教訓を後世に語り継ぎ、自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造すること」ができるように、県内全ての学校で取り組むことに大きな意義がある。

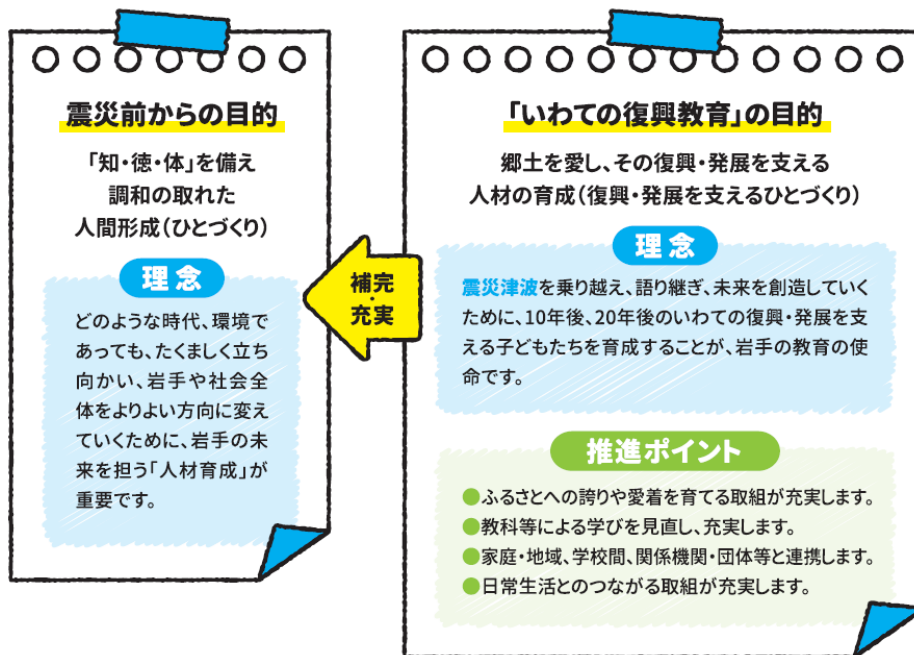
1 震災津波の教訓から学んだことを生かす

震災津波の経験や教訓を学びに変え、後世に語り継いでいくとともに、本県の教育の根幹である「いわての復興教育」は岩手だからできる教育、やるべき教育。

2 どんな時でも、生き抜くための力を身に付ける

一人ひとりの子どもが、自分で情報を把握し、主体的に判断できる力を身に付ける必要がある。

「いわての復興教育」は、震災津波の教訓から得られた3つの教育的価値を具体化して、現代的な教育課題に対応し、これまでの教育活動を補完・充実させるもの。



(「いわての復興教育」プログラム第3版 p 6)

(2) 3つの教育的価値と具体の21項目

- 1 震災津波の体験からクローズアップされた3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」の内容は以下のとおり。
 - (1) 「いきる」について
 - ア 命の大切さや自然や畏敬の念に関すること。
 - イ 心のあり方、これからの生き方に関すること。
 - ウ 心のサポートに関すること。
 - エ 体力の維持・増進など、身体の健康に関すること。
 - (2) 「かかわる」について
 - ア 家族の絆や家族の一員としての喜びに関すること。
 - イ 互いに助け合ったり、思いを寄せ合ったりする仲間や地域の方々に関すること。
 - ウ 災害後の支援活動における県内外や各国間とのつながりに関すること。
 - エ 地域づくりに関すること。
 - オ 自然とのつながりに関すること。
 - (3) 「そなえる」について
 - ア 震災津波体験(情報・ライフラインの途絶等)や科学的知見・防災リテラシーを踏まえた防災に関すること。
 - イ 災害時の行動に結びつく判断に関すること。
 - ウ 災害を想定した日頃の備えに関すること。
 - エ 災害時に生き抜く知恵と衣食住の技能に関すること。
 - オ 災害について学ぶこと。

2 3つの教育的価値を推進するための具体の21項目は次の一覧表のとおり。なお、地域の実情等を踏まえ、学校独自の「項目」を加えて推進することもできる。

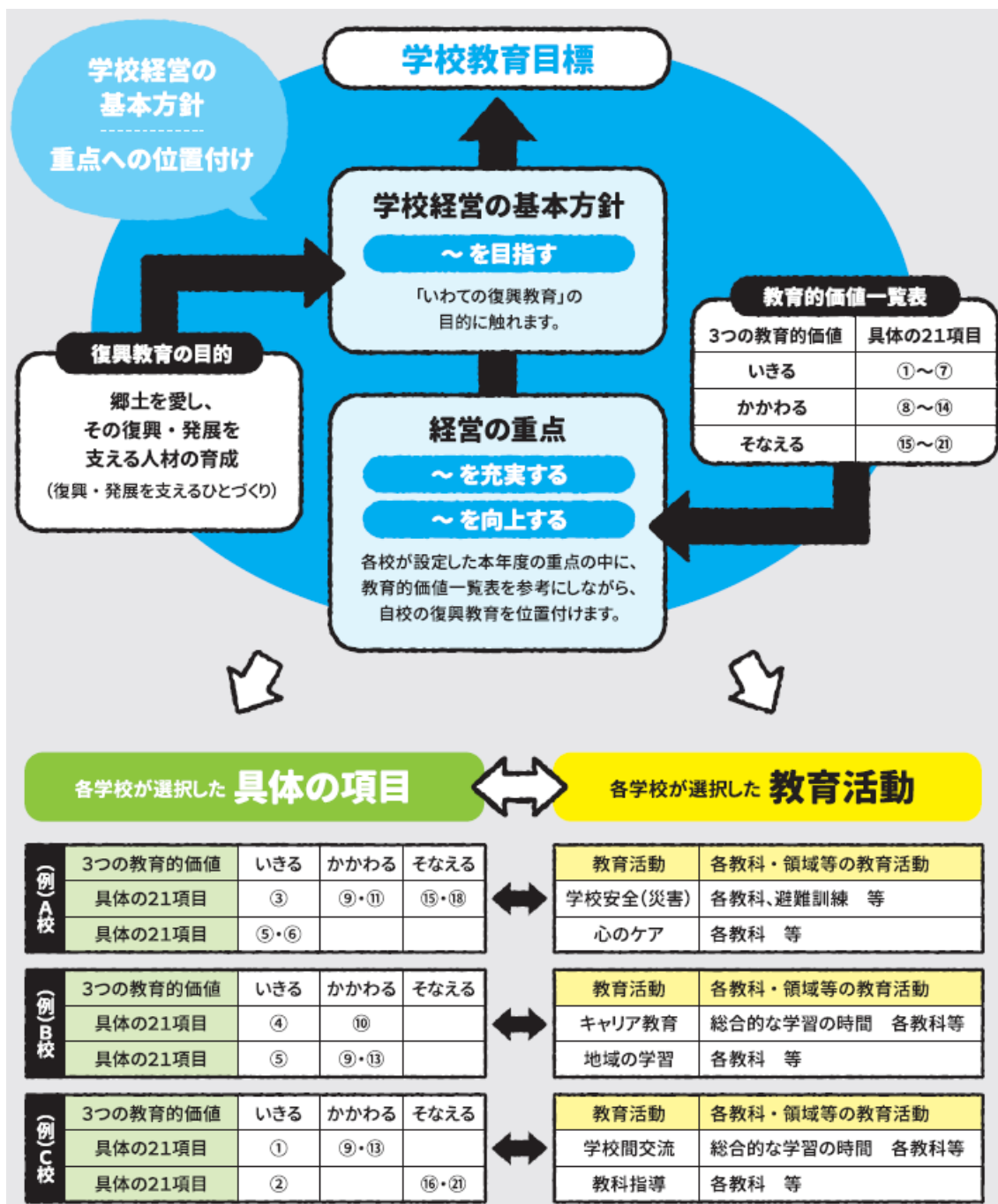
つなぐ	①かけがえない生命 全ての生命は、かけがえないものであることを実感し、大切にす。
	②自然との共生 自然の恵みや美しさに感動する心と畏敬の念を持ち、自然と共に生きることについて考える。
	③価値ある自分 どのような状況においても、自分の存在を認め、必要とされる存在であることを認識する。
	④夢や希望の大切さとやり抜く強さ 夢や希望をもつことは、生きる価値を見出すことであり、どんな状況においてもたくましく生きていくという強い意志と態度を養う。
	⑤自分の成長 自分の成長や生活が多くの人の支えで成り立っていることに気づき、感謝の気持ちをもつことができるようにする。
	⑥心の健康 つらいことや悲しいこと、環境からくるストレスなどを感じた時の対処方法を学び、自分自身で心の健康を維持する。
	⑦体の健康 周囲の環境を理解し、状況に合わせながら安全に気をつけて遊んだり、運動したりする。
かかわる	⑧家族のきずな 安心して生きていくための生活基盤として、家族の絆を大切にす。家族の一員として、自分の役割を果たす。
	⑨仲間とのつながり 互いに支え合う仲間をつくり、友情を大切にす態度を養う。
	⑩地域とのつながり 幼児や高齢の人々・障がいのある人々等と一緒に生活している地域社会の人の思いを知り、地域への愛着をもつことができるようにする。
	⑪ボランティア・救援活動 他の人や地域社会に役立つことを自分から進んで実践し、他人の喜びを自分の喜びとして共感する。
	⑫自分と地域社会 郷土の美しい自然、伝統行事・郷土芸能、温かい人のつながりのある社会、安全なまちを願い、地域づくりにかかわる。
	⑬復旧・復興のあゆみ 震災津波等の自然災害で被害を受けた交通網や産業、住宅やまちの復旧・復興の状況を調べ、安全で生き生きしたまちづくりにかかわる。
	⑭災害に備える地域づくり 次の災害に向けたまちづくり、地域づくりにかかわる。
そなえる	⑮自然災害の様子と被害の状況 震災津波等、自然災害の様子と被害の状況について理解する。
	⑯自然災害発生のメカニズム 震災津波等、自然災害が発生するメカニズムやそれぞれの災害について理解する。
	⑰自然災害の歴史 過去に起きた自然災害や自然災害と共存してきた人々の努力や工夫などについて調べ、防災・減災について理解するとともに、次の世代へ語り継いでいく。
	⑱災害のライフライン・地域経済への影響 震災津波等、自然災害の被害による教訓をもとに、水、電気、ガス、灯油、ガソリン、道路などの供給・輸送システムやその大切さを理解し、ライフラインが止まった時に対応できるようにする。
	⑲災害時における情報の収集・活用・伝達 震災津波等、自然災害の被害による教訓をもとに、情報の大切さ、情報の収集、選択・判断、発信の方法などについて理解し、活用できるようにする。
	⑳学校・家庭・地域等での日頃の備え 避難場所や避難方法、避難経路を把握して、安全に避難する。家具の安全対策、避難の方法や落ち合う場所、非常時持ち出し品、放射線についての正しい理解など、学校や家庭でできる防災対策を行う。地域の防災システムを理解し、防災活動に参加する。
	㉑身を守り、生き抜くための技能 危機を予測(回避)し、災害や事故に直面した際に自他の体を守り、被害を最小限に止め、非常時に生き抜く技能を身に付ける。

(「いわての復興教育」プログラム第3版p 8,9)

(3) 学校経営への位置付け・指導構想

1 学校経営への位置付け

各学校は、重要と判断した「教育的価値」を経営の重点に位置付ける。その上で、「具体の項目」と「教育活動」とを結びつけ、学校、家庭・地域、関係機関・団体等が一体となって「いわての復興教育」を展開するとともに、PDCAマネジメントサイクルを活用し、設定した重点に照らし合わせて評価し、改善を図る。



(「いわての復興教育」プログラム第3版 p11)

2 指導構想

教育活動の展開は、「どの時期（単元）」に、どれだけの時間を使って、どのような教育活動を展開するのか、また、その活動を通して、どの程度まで子どもたちの学びを高めたのか、その結果どうなったか」という指導の構想をもって取り組む。



(「いわての復興教育」プログラム第3版 p13)

(4) 「いわての復興教育」の大切な視点

1 大切な視点

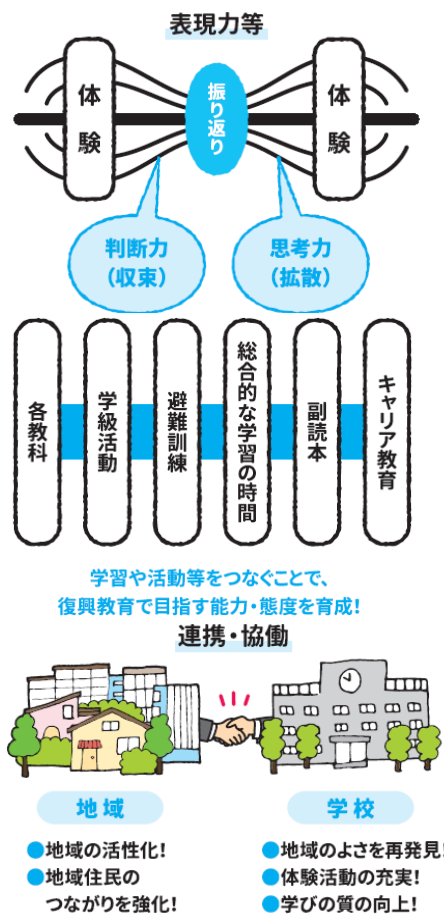
「ひと・もの・こと」との関わりの中から学ぶ「思考力・判断力・表現力」の育成につながる。日常生活のどんな場面に遭遇しても対処できる対応可能な力になる。

組織的・有機的指導

教育活動として組織的に取り組むとともに、目標達成に必要な教育内容を教科横断的な視点で有機的に指導する。

学校の実情に応じた内容

子どもたちの状態、学校や地域の状況を踏まえ、学校、家庭・地域、関係機関・団体等と連携する。ふるさとへの誇りや愛着を育てる取組を盛り込む。



(「いわての復興教育」プログラム第3版 p12)

2 地域とのつながりの必要性

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、子どもたちの成長のためには学校と地域が相互にパートナーとなって地域への理解を深め誇りと愛着を持った児童生徒の育成に継続的に取り組むことが不可欠。

また、地域住民や保護者が学校教育活動へ参画することにより、地域住民や保護者等の自己有用感や生きがい、コミュニティづくりにもつながることが期待される。



(「いわての復興教育」プログラム第3版 p14)

(5) 副読本等の活用

1 副読本の特徴

- (1) 3つの教育的価値と具体の21項目に対応。
- (2) 小学校・中学校用は、33市町村の話題を取り上げ、身近なことや教訓として学んだことを考えることができる。
- (3) 自然災害のみならず、様々な困難な事象への対応に関連づけたり転移させたりして、その課題解決に向けた取組や活動について、地域の状況に応じて考えたり、調べたり、話し合ったりしながら協働して学ぶことができる。

2 副読本の活用

- (1) 学校
 - ア 各教科、領域（総合的な学習（探究）の時間、特別活動）、教育活動全体
- (2) 家庭、地域、関係機関・団体等
- (3) 児童生徒
 - ア 読書活動の図書、調べ学習の資料

3 配慮すべき点

地震、津波、被災後の様子等の内容が含まれる。学校の実情、児童生徒への心理的影響を十分に配慮する。

副読本 『いきる かかわる そなえる』



小学校・低学年用



小学校・高学年用



中学校用



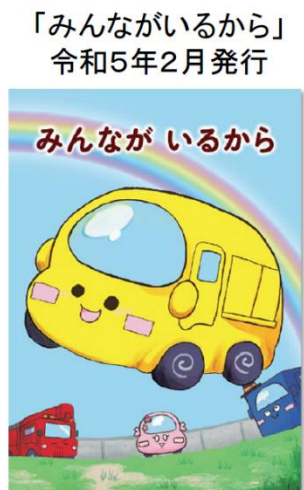
高等学校用

平成26年5月初版発行、令和2年4月改訂版発行
(高等学校用は令和2年4月初版発行)

絵本



「てとてをつないで」
令和4年2月発行



「みんながいるから」
令和5年2月発行



「だいじなもの」
令和6年2月発行

リンク集

- ・岩手県学校防災・災害対応指針（岩手県 HP）

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/1006331.html>



- ・岩手県教育委員会危機管理対応マニュアル（岩手県 HP）

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006232.html>



- ・岩手県立総合教育センター「いわて子どもの心のサポート」

https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/contents/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



- ・市町村避難所運営マニュアル作成モデル（岩手県 HP）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1004195.html>



- ・文部科学省/学校支援チームホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/gakkoushien/



主な参考文献等

- ・災害時学校支援チームおかやまハンドブック（岡山県教育委員会）
- ・平成 30 年 7 月豪雨災害による対応検証報告書（岡山県教育委員会）
- ・震災・学校支援チーム（EARTH）ハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・震災を生きて 大震災から立ち上がるひょうごの教育（兵庫県教育委員会）
- ・学校防災マニュアル（兵庫県教育委員会）
- ・避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）
- ・絆そして未来へ 3.11 からの復興 東日本大震災 2 年間の記録（宮城県小学校長会）
- ・「学校防災（地震・津波）マニュアル作成の手引」（熊本県教育委員会）
- ・東日本大震災津波記録誌（岩手県教育委員会）
- ・学校再開に向けたガイドライン(初版)（岩手県教育委員会）
- ・岩手県こころのセルフケアイラストテキストブック（岩手県）
- ・平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例等報告書（内閣府）
- ・災害時におけるペットの救護対応ガイドライン（環境省）

岩手県災害時学校支援チーム

「D-ESTいわて」

ハンドブック

令和 8 年 3 月作成

発行 岩手県教育委員会
編集 岩手県教育委員会事務局
事務局 岩手県教育委員会事務局 教育企画室
岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
Tel 019-629-6106